

改正後	現 行	改正理由
<p style="text-align: center;">北海道農業次世代人材投資事業実施要領</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業の実施に当たっては、農業人材力強化総合支援事業実施要領（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産省事務次官依命通知）、<u>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要領（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産省事務次官依命通知）</u> 及び新規就農者育成総合対策実施要領（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産省事務次官依命通知）に定めるもののほかこの要領の定めによるものとする。</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 事業の種類</p> <p>1 就農準備資金及び<u>就農準備支援資金</u>（以下「準備型等」という。）次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業</p> <p>2 経営開始型、経営開始資金及び<u>経営開始支援資金</u>（以下「経営開始型等」という。）次世代次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業</p> <p>3 略 (削除)</p> <p>第 3 事業実施（交付）主体</p> <p>1 略</p>	<p style="text-align: center;">北海道農業次世代人材投資事業実施要領</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業の実施に当たっては、農業人材力強化総合支援事業実施要領（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産省事務次官依命通知）、<u>新規就農者確保緊急対策実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産省事務次官依命通知）</u> 及び新規就農者育成総合対策実施要領（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産省事務次官依命通知）に定めるもののほかこの要領の定めによるものとする。</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 事業の種類</p> <p>1 就農準備資金及び<u>就農準備支援事業</u>（以下「準備型等」という。）次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業</p> <p>2 経営開始型<u>及び</u>経営開始資金（以下「経営開始型等」という。）次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業</p> <p>3 略</p> <p><u>4 経営発展支援金事業</u> <u>経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業</u></p> <p>第 3 事業実施（交付）主体</p> <p>1 略</p>	<p>1 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要領（就農準備支援資金・経営開始支援資金）の制定に伴う改正</p> <p>2 新規就農者確保緊急対策実施要領（就農準備支援事業）については事業終了のため削除</p> <p>1, 2 と合わせて事業名の追加及び削除</p> <p>3 農業人材力強化総合支援事業実施要領のうち経営発展支援金事業は事業終了のため削除</p>

<p>2 経営開始型等 市町村 ただし、本事業を実施できる市町村は、第6の3(11) <u>及び第6の4の(1)</u>に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。 (削除)</p> <p>第4 農業次世代人材投資資金の交付要件等 <u>交付主体</u>は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で準備型等及び経営開始型等を交付する。</p> <p>1 就農準備資金 (1) 就農準備資金の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。 ア 略 イ 第5の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。 (ア) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると道が認める <u>新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記6の第3の2(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)</u>に公表された別記の <u>準備型等における</u>研修機関等で研修を受けること。 (イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略 エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、<u>農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産次官依命通知)の別記1農業次世代人材投資事業(以下「農業次世代人材投資事業」という。)</u>、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業 <u>(以下「新規就農者</u></p>	<p>2 経営開始型等 市町村 ただし、本事業を実施できる市町村は、第6の3(11)に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。</p> <p><u>3 経営発展支援金事業</u> <u>市町村</u></p> <p>第4 農業次世代人材投資資金の交付要件等 <u>市町村</u>は、以下の要件を満たす者(経営開始型は、令和3年度までに本事業で採択された交付対象者)に対し、予算の範囲内で資金を交付する。</p> <p>1 就農準備資金 (1) 就農準備資金の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。 ア 略 イ 第5の1の(1)の研修計画(別紙様式第1-1号)が次に掲げる基準に適合していること。 (ア) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると道が認める別記の研修機関等で研修を受けること。 (イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 略 エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。</p>	<p>1に合わせて追加</p> <p>3事業終了のため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>4新規就農者育成総合対策実施要綱で定める内容の追加</p> <p>対象事業の追加</p>
--	--	---

<p><u>促進研修事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記1就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後 <u>（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後）</u> 5年以内に <u>農業経営改善計画</u>（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）又は青年就農計画 <u>（基盤強化同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）</u> の認定を受けること。</p> <p>キ～ク 略</p> <p><u>ケ 第5の1（1）研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>（2）交付金額及び交付期間 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、公社は資金の交付を停止する。 。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 第6の1の（4）の研修実施状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号 <u>農林水産省経営局</u> 就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。</p> <p>カ 略</p>	<p>オ 略</p> <p>カ 研修終了後に独立・自営就農 <u>（3の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）</u> する予定の場合にあつては、就農後5年以内に農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。</p> <p>キ～ク 略</p> <p><u>新設</u></p> <p>（2）交付金額及び交付期間 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、<u>令和3年4月以降に研修を開始する者であつて、</u>（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、公社は資金の交付を停止する。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 第6の1の（4）の研修実施状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。</p> <p>カ 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>交付要件の追加</p> <p>1と合わせて整理</p> <p>記載の適正化</p>
--	---	--

<p>(4) 略</p> <p>ア 一部返還 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 全額返還 (ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) 交付期間 <u>第6の1の(12)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備支援資金との合計の交付期間</u> の1.5倍(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第5の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間 <u>第6の1の(12)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備支援資金との合計の交付期間</u> の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。</p> <p>(キ) 就農後、交付期間 <u>第6の1の(12)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備支援資金との合計の交付期間</u> の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第5の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第5の1の(7)の報告を行わなかった場合。</p> <p>(ク) 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>ア 一部返還 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 全額返還 (ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) <u>独立・自営就農又は雇用就農</u>を交付期間の1.5倍(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第5の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。</p> <p>(キ) 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第5の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第5の1の(7)の報告を行わなかった場合。</p> <p>(ク) 略</p>	<p>1の制定に伴う、返還の内容見直し</p> <p>1の制定に伴う、返還の内容見直し</p>
<p>2 就農準備支援資金</p> <p>(1) <u>就農準備支援資金</u>の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>イ 第5の2の(1)の研修計画 <u>別紙様式第1号</u>が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(ア) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると道が認め</p>	<p>2 準備資金支援事業</p> <p>(1) <u>交付対象者</u>の要件は次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア <u>第5の2の(1)の研修計画(別紙様式第1号)</u>の就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>イ 第5の2の(1)の研修計画が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(ア) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると道が</p>	<p>1,2と合わせて、事業内容の見直し(2就農準備支援資金の項目全部)</p>

、ポータルサイトに公表された別記の準備型等における研修機関等で研修を受けること。

(イ) 略

(ウ) 先進農家等で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。以下同じ。)ではないこと。

b 略

(エ) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者促進研修事業、就農準備支援事業又は就農準備・経営開始支援事業による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

認めた研修機関等のうち、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成総合対策実施要綱」という。)の別記6農業人材確保推進事業の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に公表された認定研修機関で研修を受けること。

(イ) 略

(ウ) 先進農家等で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族ではないこと。

b 略

ウ 常勤の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国のほかの事業による給付等を受けていないこと。また、次のいずれかに該当すること。

(ア) 過去に本事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業及び新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年度12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1新規就農促進研修支援事業による資金の交付を受けていないこと。

(イ) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け

オ 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という）又は独立・自営就農（4の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農（4の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 略

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第5の2の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

ケ 第5の2の（1）の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

（2）交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、公社は資金の交付を停止する。

ア～オ

23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力事業実施要綱」という。）の別記1 農業次世代人材投資事業第7の1の（1）の承認を令和3年度までに受けており、承認された交付期間に応じた資金の全てが交付されていないこと。

オ 研修終了後に親元就農する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となること又は独立・自営就農（第4の3の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。）することを確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 略

ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまで、又は第5の2の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入すること。

（2）交付金額及び交付対象となる研修期間

資金の交付金額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付対象となる研修期間は（本事業と農業人材力事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業との合計の研修期間。）最長2年間とする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、公社は資金の交付を停止する。

ア～オ

<p>カ <u>新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第314号農林水産省事務次官依命通知）別記2第10の3</u>に定める国が実施する報告の徴収又は立入り調査に協力しない場合。</p> <p>(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると公社が認めた場合（イの（ク）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。</p> <p>ア 一部返還</p> <p>(ア) (3) のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。</p> <p>(イ) (3) のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。</p> <p>イ 全額返還</p> <p>(ア) (3) のオに該当した場合。</p> <p>(イ) 研修終了後（研修中止後及び第5の2の（7）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、<u>原則50歳未満</u>で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第5の2の（7）のウによる手続を行い、研修終了から<u>1年経過後</u>原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。</p> <p><u>(ウ) (2) のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に1の（1）のイの（エ）のaの農業経営を実現できなかった場合。</u></p> <p><u>(エ) 親元就農をした者が、（1）のオで確約したことを実施しなかった場合。</u></p> <p><u>(オ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。</u></p> <p><u>(カ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍（（2）のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合</u></p>	<p>カ <u>新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産省事務次官依命通知）別記5第10の3</u>に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。</p> <p>(4) 次に掲げる事項に該当する場合、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると公社が認めた場合は（<u>(1) のエの（イ）のキ</u>に該当する場合は除く。）この限りでない。</p> <p>ア 一部返還</p> <p>(ア) (3) のア、イ、ウ及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象<u>研修</u>期間中である場合にあつては、残りの対象<u>研修</u>期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。</p> <p>(イ) (3) のエに該当した場合は、当該報告に係る対象<u>研修</u>期間の資金を返還する。</p> <p>イ 全額返還</p> <p>(ア) (3) のオに該当した場合。</p> <p>(イ) 研修終了後（研修中止後及び第5の2の（7）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、<u>49歳以下</u>で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第5の2の（7）のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(ウ) 親元就農をした者が（1）のオで確約したことを実施しなかった場合。</u></p> <p><u>(エ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。</u></p> <p><u>(オ) 独立・自営就農又は雇用就農を、交付対象となる研修期間の1.5倍若しくは2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第5の2の（7）のオによる手続を行い、就</u></p>	
--	---	--

<p>。ただし、第5の2の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。</p> <p><u>(キ)</u> 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第5の2の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第5の2の(7)の報告を行わなかった場合。</p> <p><u>(ク)</u> 虚偽の申請等を行った場合。</p> <p>3 経営開始資金</p> <p>(1) 経営開始資金の交付対象者は、<u>アからシの全て又はス</u>の要件を<u>満たす者</u>とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法<u>(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)</u>第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律<u>(令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)</u>附則第5条に基づく公告があったもの、<u>令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの</u>、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの</u>、<u>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの</u>又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。</p> <p>(イ)～(オ) 略</p>	<p>農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。</p> <p><u>(カ)</u> 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第5の2の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第5の2の(7)の報告を行わなかった場合。</p> <p><u>(キ)</u> 虚偽の申請等を行った場合。</p> <p>3 経営開始資金</p> <p>(1) 経営開始資金の交付対象者の要件は<u>次に掲げるとおりとする</u>。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、<u>基盤強化法第19条</u>に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。</p> <p>(イ)～(オ) 略</p>	<p>4の改正に伴う内容の見直し</p> <p>4の改正に伴う内容の見直し</p>
--	---	---

<p>ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</p> <p>エ～オ 略</p> <p>カ <u>地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実に見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。</u></p>	<p>ウ <u>基盤強化法第14条の4第1項に規定する</u>青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</p> <p>エ～オ 略</p> <p>カ 人・農地プラン進め方通知の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。</p>	<p>所要の見直し</p> <p>4の改正に伴う内容の見直し</p>
<p>キ 次に掲げる条件に該当していること。</p> <p>(ア)原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。</p> <p>(イ)新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記3雇用就農資金（以下「<u>雇用就農資金</u>」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受け</p>	<p>キ 次に掲げる条件に該当していること。</p> <p>(ア)原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。</p> <p>(イ)新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記2就農準備資金・経営開始資金、別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以</p>	<p>所要の見直し</p>

<p>ておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。</p> <p>ケ～コ 略</p> <p>サ <u>令和3年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること</p> <p><u>シ 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。</u></p> <p><u>ス 第6の3の（2）の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>(2) 交付金額及び交付期間</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ（2）のアの額を交付する。</p> <p>なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が<u>農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は</u>（2）のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p> <p>(3) 次に掲げる事項に該当する場合、市町村は資金の交付を停止する。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 第5の3の（6）の就農状況報告を<u>定められた期間内</u>に行わなかった場合。</p> <p>オ～キ 略</p>	<p>下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。</p> <p>ケ～コ 略</p> <p>サ <u>平成31年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>(2) 交付金額及び交付期間</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ（2）のアの額を交付する。</p> <p>なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が（2）のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p> <p>(3) 次に掲げる事項に該当する場合、市町村は資金の交付を停止する。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 第5の3の（6）の就農状況報告を行わなかった場合。</p> <p>オ～キ 略</p>	<p>4の改正に伴う交付要件の見直し及び追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>所要の見直し</p>
---	---	--

<p>(4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村が認めたときはこの限りでない。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 経営開始資金の交付期間 <u>(第6の3の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。また、</u> 休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第5の3の(6)のウの手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。</p>	<p>(4) 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村が認めたときはこの限りでない。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 経営開始資金の交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第5の3の(6)のウの手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。</p>	<p>4の改正に伴う所要の見直し</p>
<p><u>4 経営開始支援資金</u></p> <p><u>(1) 経営開始支援資金の交付対象者は、アからシの全て又はスの要件を満たす者とする。</u></p> <p><u>ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</u></p> <p><u>イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>ロ</u></p> <p><u>(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条に基づく公告があつたもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があつたもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があつたもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特</u></p>	<p><u>新設</u></p>	<p>1の制定に伴う交付要件の追加</p>

<p><u>定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること</u></p> <p><u>。</u></p> <p><u>(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</u></p> <p><u>(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</u></p> <p><u>(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</u></p> <p><u>(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</u></p> <p><u>ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</u></p> <p><u>エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。</u></p> <p><u>(ア) 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。</u></p> <p><u>(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。</u></p> <p><u>オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。市町村は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると認められた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。</u></p> <p><u>カ 地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地区(同条第3項の地区をいう。以下同じ)に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、「人・農地プラン進め方通知」の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質</u></p>		
--	--	--

化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは「人・農地プランに位置づけられた者等」。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

(ア) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(イ) 雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(ウ) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、市町村は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

コ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

サ 令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること

シ 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

ス 第6の4の(2)の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき150万円)とする。また、交付期間は最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(ウ) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備支援資金又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合、市町村は資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合

イ 農業経営を中止した場合

ウ 農業経営を休止した場合

エ 第5の4の(6)の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第6の4の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合(例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべ

き農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1, 200 時間）未満である場合、市町村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）

カ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

キ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）
。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

（4）次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村が認めたときはこの限りでない。

ア （3）のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

ウ 経営開始資金の交付期間（第6の4の（13）のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第5の3の（6）のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

<p>第5 交付対象者対象者の手続</p> <p>準備型等及び経営開始型等の交付対象者には、採択年度の実施要領を適用することとする。</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1) 研修計画の承認申請</p> <p>就農準備資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、農業経営者育成教育機関（以下「教育機関」という。）又は研修教育機関の所在地の市町村における担い手の育成・確保を総合的に推進する機関（以下「地域担い手育成センターという。）を通じて、公社に承認申請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3-1号）を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で公社が定める単位として行い、原則として、申請する就農準備資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>(4) 研修状況報告</p> <p>就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。</p> <p>(5) 交付の中止</p> <p>準備資金交付対象者は、就農準備資金の受給を中止する場合は教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に中止届（別紙様式第6号）を提出する。</p> <p>(6) 交付の休止</p> <p>ア 準備資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休</p>	<p>第5 交付対象者の手続</p> <p>準備型及び経営開始型の交付対象者には、採択年度の実施要領を適用することとする。</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1) 研修計画の承認申請</p> <p>就農準備資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、農業経営者育成教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の市町村における担い手の育成・確保を総合的に推進する機関（以下「地域担い手育成センターという。）を通じて、公社に承認申請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、<u>農業経営者育成</u>教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する就農準備資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>(4) 研修状況報告</p> <p>就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を<u>農業経営者育成</u>教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。提出は半年ごとに<u>行い、交付対象期間</u>経過後、1か月以内に行う。</p> <p>(5) 交付の中止</p> <p>準備資金交付対象者は、就農準備資金の受給を中止する場合は<u>農業経営者育成</u>教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に中止届（別紙様式第6号）を提出する。</p> <p>(6) 交付の休止</p> <p>ア 準備資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	--	---

<p>止する場合は教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(7) 研修終了後の報告</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>準備資金交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を<u>教育機関及び</u>就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p><u>教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。</u></p> <p>なお、就農準備資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、(1)の手続に準じて、公社に承認申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を公社に提出する。継続研修は準備型受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。</p> <p>継続研修を行う場合、第4の1の(4)のイの(イ)の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は(4)の規定に準じて、公社に研修の実施状況の報告を行わなければならない。</p> <p>イ 住所等変更報告</p> <p>準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を教育機関又は<u>就農地の</u>地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p><u>教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い</u></p>	<p>する場合は<u>農業経営者育成教育機関を通じて</u>又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(7) 研修終了後の報告</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>準備資金交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p>なお、就農準備資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、(1)の手続に準じて、公社に承認申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を公社に提出する。継続研修は準備型受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。</p> <p>継続研修を行う場合、第4の1の(4)のイの(イ)の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は(4)の規定に準じて、公社に研修の実施状況の報告を行わなければならない。</p> <p>イ 住所等変更報告</p> <p>準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を<u>農業経営者育成教育機関を通じて</u>又は地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
---	--	-----------------------------

<p><u>手育成センターの協力を得て、公社に提出する。</u></p> <p>ウ 就農遅延報告</p> <p>準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別紙様式第13号）を<u>教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて</u>、公社に提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。</p> <p><u>教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。</u></p> <p>エ 就農報告</p> <p>準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第14号）を<u>教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて</u>、公社に提出する。</p> <p>オ 就農中断報告</p> <p>準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヶ月以内までに就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を<u>公社に</u>提出する。</p> <p>カ 略</p> <p>(8) 返還免除</p> <p>準備資金交付対象者は、第4の1の(4)のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を教育機関又は<u>就農地</u>の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p><u>(9) その他</u></p> <p><u>ア 第4の1の(1)のケに該当する者は、研修実施申請書（別記様式第28号）を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</u></p>	<p>ウ 就農遅延報告</p> <p>準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合には、公社に就農遅延届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。</p> <p>エ 就農報告</p> <p>準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第14号）を就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p>オ 就農中断報告</p> <p>準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヶ月以内までに公社に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。</p> <p>カ 略</p> <p>(8) 返還免除</p> <p>準備資金交付対象者は、第4の1の(4)のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を<u>農業経営者育成教育機関を通じて</u>又は地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p><u>新設</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>4の改正に伴う事業実施手続きの追加</p>
--	--	--

<p><u>イ アを提出し、第6の1の(12)の承認を受けた者については、原則、(1)から(8)までの規定にかかわらず、第5の1の(1)から(8)までの規定に基づき手続を行うこととする。</u></p> <p>2 <u>就農準備支援資金</u></p> <p>(1) 研修計画の承認申請 資金の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に承認申請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交付申請 (1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第3号)を作成し、教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で公社が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象研修期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>(4) 研修状況報告 <u>就農準備支援資金の交付を受けた者(以下「準備支援資金交付対象者」という。)</u>は、研修状況報告書(別紙様式第4号)を教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。提出は交付対象となる研修期間の半年ごととし、<u>半年経過後、</u>1か月以内に行う。</p> <p>(5) 交付の中止 <u>準備支援資金交付対象者</u>は、資金の受給を中止する場合は農業経営者育成教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に中止届(別紙様式第6号)を提出する。</p>	<p>2 <u>準備資金支援事業</u></p> <p>(1) 研修計画の承認申請 資金の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、<u>農業経営者育成教育機関を通じて</u>又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に承認申請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 交付申請 (1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第3号)を作成し、<u>農業経営者育成教育機関を通じて</u>又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象研修期間の最初の日から1年以内に行うものとする。<u>また、交付対象となる研修を開始してから半年以上が経過しており、かつ、(4)の研修状況報告を1回以上行っている場合は、1年を超える対象研修期間分の資金を申請することが出来る。なお、交付対象となる研修期間が1年を超える場合は、交付の申請は交付対象となる研修期間の最初の日から1年以内に行うことができるものとする。</u></p> <p><u>また、交付申請額は、資金の対象研修期間の月数分の額とする。</u></p> <p>(4) 研修状況報告 交付対象者は、研修状況報告書(別紙様式第4号)を<u>農業経営者育成教育機関を通じて</u>又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。提出は交付対象となる研修期間の半年ごとに行い、<u>報告対象となる研修期間経過後1か月以内に行うことを基本とする。</u></p> <p>(5) 交付の中止 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は農業経営者育成教育機関<u>を通じて</u>又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に</p>	<p>1の制定に伴う交付対象者の手続き追加 (2準備支援資金の項目全部)</p>
--	---	---

(6) 交付の休止

ア 準備支援資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は教育期間又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に休止届（別紙様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した準備支援資金交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備支援資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付対象となる研修期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて（2）の手續に準じて研修計画の交付対象となる研修期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

なお、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を公社に提出する。継続研修は準備型受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

継続研修を行う場合、第4の2の（4）のイの（イ）の「研修終了後1年以内」は「継続研修の終了後1年以内」と読み替えるものとする。とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は（

中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は農業経営者育成教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に休止届（別紙様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付対象となる研修期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて（2）の手續に準じて研修計画の交付対象となる研修期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を農業経営者育成教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

なお、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を公社に提出する。継続研修は資金の交付対象となる研修期間終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

継続研修を行う場合、第4の2の（4）のイの（イ）の「研修終了後1年以内」は「継続研修の終了後1年以内」と読み替えるものとする。とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）

4)の規定に準じて、公社に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備支援資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備支援資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別紙様式第13号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

エ 就農報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第14号）を教育機関又は就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。

オ 就農中断報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（別紙様式第15号）を公社に提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を公社に提出する。

カ 離農報告

の規定に準じて、公社に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

交付対象者は、交付対象となる研修期間内及び交付対象となる研修期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を農業経営者育成教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

ウ 就農遅延報告

交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、就農遅延届（別紙様式第13号）を公社に提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

エ 就農報告

交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第14号）を農業経営者育成教育機関を通じて又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

オ 就農中断報告

交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（別紙様式第15号）を公社に提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を公社に提出する。

カ 離農報告

<p><u>準備支援資金</u>交付対象者となる研修期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を公社に提出する。</p> <p>(8) 返還免除</p> <p><u>準備支援資金</u>交付対象者は、第4の2の(4)のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情がある場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を教育機関又は<u>就農地</u>の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p><u>教育機関を通じて提出することが難しい場合は、就農地の地域担い手育成センターの協力を得て、公社に提出する。</u></p> <p><u>(9) その他</u></p> <p><u>ア 第4の2の(1)のケに該当する者は、研修実施申請書(別記様式第28号)を農業経営者育成教育機関又は研修教育機関の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</u></p> <p><u>イ アを提出し、第6の2の(12)の承認を受けた者については、原則、(1)から(8)までの規定にかかわらず、第5の1の(1)から(8)までの規定に基づき手続きを行なうこととする。</u></p> <p>3 経営開始資金</p> <p>(1) 青年等就農計画等の承認申請</p> <p>経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認申請する。</p> <p>なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市町村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農業改良普及センター等の関係機関、第6の3の(11)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。</p> <p>(2) 青年等就農計画等の変更申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、市</p>	<p>交付対象となる研修期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を公社に提出する。</p> <p>(8) 返還免除</p> <p>交付対象者は、第4の2の(4)のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情がある場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を<u>農業経営者育成教育機関を通じて</u>又は<u>研修教育機関の所在地</u>の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。</p> <p><u>新設</u></p> <p>3 経営開始資金</p> <p>(1) 青年等就農計画等の承認申請</p> <p>経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認申請する。</p> <p>なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市町村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農業改良普及センター等の関係機関、第6の3の(11)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。</p> <p>(2) 青年等就農計画等の変更申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、市</p>	
--	---	--

<p>町村に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、令和<u>5</u>年4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 就農状況報告等</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を市町村に提出する。</p> <p>また、交付期間終了後5年間（ウの手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を市町村に提出する。</p> <p><u>さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市町村に提出する。</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる<u>目標地図又は</u>人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ <u>目標地図又は</u>人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p><u>(9) その他</u></p> <p>ア <u>第4の4の(1)の所に該当する者は、営農実施申請書（別記様式第29号）を作成し、市町村に提出する。</u></p> <p>イ <u>アを提出し、第6の3の(14)の承認を受けた者については、原則、（</u></p>	<p>町村に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、令和<u>3</u>年4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 就農状況報告等</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を市町村に提出する。</p> <p>また、交付期間終了後5年間（ウの手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を市町村に提出する。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ 人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p><u>新設</u></p>	<p>4の改正に伴う見直し</p> <p>4の改正に伴う手続きの追加</p> <p>4の改正に伴う見直し</p> <p>4の改正に伴う手続きの追加</p>
--	---	---

<p><u>1) から (7) までの規定にかかわらず、第5の4の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。</u></p> <p><u>4 経営開始支援資金</u></p> <p><u>(1) 青年等就農計画等の承認申請</u></p> <p><u>経営開始支援資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認申請する。</u></p> <p><u>なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市町村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農業改良普及センター等の関係機関、第6の4の(11)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。</u></p> <p><u>(2) 青年等就農計画等の変更申請</u></p> <p><u>(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)</u></p> <p><u>(3) 交付申請</u></p> <p><u>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、市町村に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</u></p> <p><u>また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。</u></p> <p><u>(4) 交付の中止</u></p> <p><u>経営開始支援資金の交付を受けた者(以下「開始支援資金交付対象者」という。)は、経営開始支援資金の受給を中止する場合は市町村に中止届(別紙様式第6号)を提出する。</u></p> <p><u>(5) 交付の休止</u></p> <p><u>ア 開始支援資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村に休止届(別紙様式第7号)を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。</u></p>	<p><u>新設</u></p>	<p>1の制定に伴う追加</p>
---	------------------	------------------

イ アの休止届を提出した開始支援資金交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第20号）を提出する。

ウ 開始支援資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて（2）の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第4の4の（2）のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

（6）就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を市町村に提出する。

また、交付期間終了後5年間（ウの手續を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を市町村に提出する。

さらに、開始支援資金交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市町村に提出する。

イ 住所等変更報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を市町村に提出する。

ウ 就農中断報告

開始支援資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヶ月以内までに市町村

<p><u>に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。</u></p> <p><u>エ 離農報告</u></p> <p><u>開始支援資金交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を市町村に提出する。</u></p> <p><u>（7）返還免除</u></p> <p><u>開始支援資金交付対象者は、第4の4の（4）のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を市町村に提出する。</u></p> <p><u>（8）申請窓口</u></p> <p><u>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</u></p> <p><u>イ 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</u></p> <p><u>（9）その他</u></p> <p><u>ア 第4の4の（1）のすに該当する者は、営農実施申請書（別記様式第29号）を作成し、市町村に提出する。</u></p> <p><u>イ アを提出し、第6の4の（14）の承認を受けた者については、原則、（1）から（7）までの規定にかかわらず、第5の3の（1）から（7）までの規定に基づき手続を行うこととする。</u></p>	<p>第6 <u>事業実施主体</u>の手続等</p> <p>準備型及び経営開始型の交付対象者には、採択年度の実施要領を適用することとする。</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>（1）研修計画等の承認</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第6 <u>交付主体</u>の手続等</p> <p>準備型及び経営開始型の交付対象者には、採択年度の実施要領を適用することとする。</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>（1）研修計画等の承認</p>	<p>第6 <u>事業実施主体</u>の手続等</p> <p>準備型及び経営開始型の交付対象者には、採択年度の実施要領を適用することとする。</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>（1）研修計画等の承認</p>	<p>記載の適正化</p>

<p>ア 略</p> <p>イ 就農準備資金の交付を受けようとする者の研修機関等が別記の<u>準備型等における研修機関等の2及び3</u>の場合は、研修教育機関等認定申請書（別紙様式第22号。以下「申請書」という。）を作成の上、公社を経由して知事に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 研修実施状況の確認</p> <p>研修状況報告を受けた公社は、研修機関等や地域担い手育成センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合は<u>研修機関等</u>や地域担い手育成センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。</p> <p>確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。</p> <p>なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 研修終了後の確認</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) <u>経営開始資金交付対象者又は開始支援資金交付対象者</u></p> <p>3の(5)のアによる確認結果について、経営開始資金の市町村（地域担い手育成センター）に照会する。</p> <p>(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者</p> <p>雇用就農資金又は<u>就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業</u>による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ～エ 略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 就農準備資金の交付を受けようとする者の研修機関等が別記の<u>2</u>の場合は、研修教育機関認定申請書（別紙様式第22号。以下「申請書」という。）を作成の上、公社を経由して知事に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 研修実施状況の確認</p> <p>研修状況報告を受けた公社は、研修機関や地域担い手育成センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合は<u>農業大学校等の農業経営者育成教育機関</u>や地域担い手育成センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。</p> <p>確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。</p> <p>なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 研修終了後の確認</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 開始資金交付対象者</p> <p>3の(5)のアによる確認結果について、経営開始資金の市町村（地域担い手育成センター）に照会する。</p> <p>(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者</p> <p>雇用就農資金又は<u>農の雇用事業</u>による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ～エ 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>1の制定に伴う内容の追加</p> <p>1の制定に伴う内容の追加</p>
---	---	---

<p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) サポート体制の構築</p> <p>公社は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、別記の<u>準備型等における</u>研修機関等、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイトにおいて公表するものとする。</p> <p><u>(12) その他</u></p> <p><u>ア 公社は、第5の1の(10)の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算範囲内で承認する。</u></p> <p><u>イ 公社は、アの承認を受けた者については、(1)から(9)まで及び(11)の規定にかかわらず、第6の2の(1)から(9)まで及び(11)の規定に基づき手続きを行なうこととする。</u></p> <p>2 <u>就農準備支援資金</u></p> <p>(1) 研修計画等の承認</p> <p>ア 公社は、<u>就農準備支援</u>資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。</p> <p>イ <u>就農準備支援</u>資金の交付を受けようとする者の研修機関等が別記の<u>準備型等における研修機関等の2及び3</u>の場合は、研修教育機関等認定申請書(別紙様式第22号。以下「申請書」という。)を作成の上、公社を經由して知事に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 研修計画の変更の承認</p> <p><u>ア 公社は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手續に準じて、承認する。</u></p> <p><u>イ 研修教育機関が認定された内容を変更する場合は、(1)の手續に準じて、承認を得るものものとする。</u></p> <p>(3) 資金の交付</p> <p>資金の交付申請を受けた公社は、申請の内容が適当であると認めた場合は</p>	<p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) サポート体制の構築</p> <p>公社は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、別記の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。</p> <p>新設</p> <p>2 <u>準備資金支援事業</u></p> <p>(1) 研修計画等の承認</p> <p>ア 公社は、資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。</p> <p>イ 資金の交付を受けようとする者の研修機関等が別記の2の場合は、研修教育機関認定申請書(別紙様式第22号)を作成の上、公社を經由して知事に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 研修計画の変更の承認</p> <p>公社は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手續に準じて、承認する。</p> <p>(3) 資金の交付</p> <p>資金の交付申請を受けた公社は、申請の内容が適当であると認めた場合は</p>	<p>記載の適正化</p> <p>1の制定に伴う手続きの追加</p> <p>1の制定に伴う交付主体の手続き追加 (2準備支援資金の項目全部)</p>
---	--	--

資金を交付する。研修計画の承認後、当該承認の年度内に速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は1ヶ月分から1年分までの間で公社が定める単位で資金を交付することができるものとする。

(4)～(5)略

(6) 研修終了後の確認

ア 略

(ア) 経営開始資金交付対象者又は経営開始支援資金交付対象者

3の(5)のアによる確認結果について、経営開始資金又は経営開始支援資金の市町村(地域担い手育成センター)に照会する。

(イ) 農の雇用事業の研修生となっている者

雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

(5)のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

公社は、準備支援資金交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、公社は就農遅延届の提出があった準備支援資金交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

公社は、独立・自営就農する準備支援資金交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 略

資金を交付する。研修計画の承認後、当該承認の年度内に速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は1ヶ月分から1年分までの間で交付主体が定める単位で資金を交付することができるものとする。

なお、公社の判断により、1年を超える対象研修期間分の資金を交付することができるものとする。ただし、1年を超える対象研修期間分の資金を交付する場合は、交付対象者が研修を開始してから半年以上が経過しており、かつ、(4)の研修実施状況の確認を1回以上実施し、交付対象者が適切に研修を行っていることを公社が確認した上で行うこととする。

(4)～(5)略

(6) 研修終了後の確認

ア 略

(ア) 経営開始型資金交付対象者

第6の3の(5)のアによる確認結果について、経営開始型の市町村(地域担い手育成センター)に照会する。

(イ) 農の雇用事業の研修生となっている者

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知)別記2の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

第6の3の(5)のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

公社は、交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、公社は就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

公社は、独立・自営就農する交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 略

<p>(7) 交付の中止</p> <p>公社は、<u>準備支援資金</u>交付対象者から中止届の提出があった場合又は第4の2の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。</p> <p>(8) 交付の休止</p> <p>ア 公社は、<u>準備支援資金</u>交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。</p> <p>イ 公社は、<u>準備支援資金</u>交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。</p> <p>(9) 返還免除</p> <p><u>公社</u>は、<u>準備支援資金</u>交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第4の2の(4)のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。</p> <p>(10) ～ (11) 略</p> <p><u>(12)その他</u></p> <p><u>ア 公社は、第5の2の(10)の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。</u></p> <p><u>イ 公社は、アの承認を受けた者については、(1)から(9)まで及び(11)の規定にかかわらず、第6の1の(1)から(9)まで及び(11)の規定に基づき手続きを行なうこととする。</u></p> <p>3 経営開始資金</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 就農期間中の確認</p> <p>ア 略</p> <p>イ 経営状況の確認</p> <p>略</p> <p>(ア) 開始<u>資金</u>交付対象者への面談</p> <p>a ～ d 略</p>	<p>(7) 交付の中止</p> <p>公社は、交付対象者から中止届の提出があった場合又は第4の2の(3)のア、イ、エ、オ若しくはカのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。</p> <p>(8) 交付の休止</p> <p>ア 公社は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。</p> <p>イ 公社は、交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。</p> <p>(9) 返還免除</p> <p><u>交付主体</u>は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第4の2の(4)のただし書きのやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。</p> <p>(10) ～ (11) 略</p> <p>3 経営開始資金</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 就農期間中の確認</p> <p>ア 略</p> <p>イ 経営状況の確認</p> <p>略</p> <p>(ア) 開始<u>型</u>交付対象者への面談</p> <p>a ～ d 略</p>	<p>記載の適正化</p>
---	--	---------------

<p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 書類確認</p> <p>a～b 略</p> <p>c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特別作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)</p> <p>ウ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(9) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) サポート体制の整備</p> <p>ア 市町村は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市町村は、別紙様式第26号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者への支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。</p>	<p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 書類確認</p> <p>a～b 略</p> <p>c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)</p> <p>ウ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(9) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ 人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) サポート体制の整備</p> <p>ア 市町村は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市町村は、別紙様式第26号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者への支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。</p>	<p>4の改正に伴う見直し</p> <p>4の改正に伴う見直し</p> <p>4の改正に伴う見直し</p> <p>4の改正に伴う見直し</p>
---	---	---

<p>イ～ウ 略</p> <p><u>(12) 農業共済等の積極的活用等</u></p> <p><u>市町村は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営安定を図るため、農業共済その他の農業関係への保険への積極的な加入を促すものとする。</u></p> <p><u>また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努める者とする。</u></p> <p><u>(13) 交流会の開催</u></p> <p><u>道は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。</u></p> <p><u>(14) その他</u></p> <p><u>ア 市町村は、第5の3の(9)の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。</u></p> <p><u>イ 市町村は、アの承認を受けた者については、(1)から(8)まで及び(10)の規定にかかわらず、第6の4(1)から(8)まで及び(10)の規定に基づき手続きの行なうこととする。</u></p> <p><u>4 経営開始支援資金</u></p> <p><u>(1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導</u></p> <p><u>市町村は、経営開始支援資金の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、農業改良普及センター等の関係機関、(11)のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 青年等就農計画等の承認</u></p> <p><u>市町村は、経営開始支援資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。審査の結果、第4の4の(1)の要件を満たし、「交付対象者の考え方を踏まえて、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認められた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。</u></p> <p><u>なお、審査に当たっては、農業改良普及センター等の関係機関や(11)の</u></p>	<p>イ～ウ 略</p> <p>新設</p>	<p>4の改正に伴う見直し</p> <p>4の改正に伴う見直し</p> <p>4の改正に伴う見直し</p> <p>1の制定に伴う交付主体の手続き追加</p>
--	------------------------	--

サポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(3) 青年等就農計画等の変更の承認

市町村は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(2)の手續に準じて、承認する。

(4) 資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、1か月分から1年分までの間で市町村が定める単位で資金を交付することができるものとする。

(5) 就農期間中の確認

ア 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた市町村は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

イ 経営状況の確認

交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(ア) 開始支援資金交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

a 耕作すべき農地が遊休化されていないか

b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

a 作業日誌

b 帳簿

c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特別作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

ウ 就農中断者の状況確認

市町村は、開始支援資金交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった開始支援資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 交付の中止

市町村は、開始支援資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第4の4の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(7) 交付の休止

ア 市町村は、開始支援資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、開始支援資金交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(8) 返還免除

市町村は、開始支援資金交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第4の3の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが事実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) 交付情報等の登録

市町村は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の整備

ア 市町村は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。市町村は、別紙様式第26号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。

イ 市町村は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応

<p><u>じて助言及び指導を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる（ア）及び（イ）について、サポートチームは次に掲げる（ウ）について行うものとする。</u></p> <p><u>（ア）第6の4の（1）の青年等就農計画等作成への助言及び指導</u></p> <p><u>（イ）第6の4の（2）の審査への参加</u></p> <p><u>（ウ）第6の4の（5）の就農状況の確認、助言及び指導</u></p> <p><u>（12）農業共済等の積極的活用等</u></p> <p><u>市町村は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営安定を図るため、農業共済その他の農業関係への保険への積極的な加入を促すものとする。</u></p> <p><u>また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努める者とする。</u></p> <p><u>（13）交流会の開催</u></p> <p><u>道は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。</u></p> <p><u>（14）その他</u></p> <p><u>ア 市町村は、第5の4の（9）の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。</u></p> <p><u>イ 市町村は、アの承認を受けた者については、（1）から（8）まで及び（10）の規定にかかわらず、第6の3（1）から（8）まで及び（10）の規定に基づき手続きの行なうこととする。</u></p> <p><u>5 交付対象者情報の共有</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）1の（6）の<u>ア又は2の（6）のア</u>の照会を受けた経営開始資金の市町村は、就農状況の確認に係る情報を提供する。</p> <p>（5）～（6）略</p> <p>第7 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>（1）～（2）略</p>	<p><u>4 交付対象者情報の共有</u></p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）1の（6）の<u>ア</u>の照会を受けた経営開始資金の市町村は、就農状況の確認に係る情報を提供する。</p> <p>（5）～（6）略</p> <p>第7 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>（1）～（2）略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>1の制定に伴うに就農状況の確認を追加</p>
--	---	---

<p>(3) 計画の重要な変更</p> <p>(1)の準備型等交付計画、(2)の市町村事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、事業計画の作成の手續に準じて行うものとする。</p> <p>ア～ウ</p> <p><u>エ</u> 推進事業費の増</p> <p>(4) 計画の軽微な変更</p> <p>市町村が交付計画における資金総額の<u>30%を超えない減額</u>変更を行う場合は、総合振興局等が減額承認を行い承認した計画書の写しを農政部長に提出すること。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>3 事業実績の報告</p> <p>(1) 準備型等事業実績の報告</p> <p>公社は、北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領(平成24年5月14日付け経営第260号北海道農政部長通知。以下「交付要領」という。)第4の9の(1)により、事業実績の報告を行うものとする。</p> <p>なお、実績報告に当たっては、<u>教育機関や就農地の地域担い手育成センター等</u>と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。</p> <p>(2)～(3)略</p> <p>第8 略</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 計画の重要な変更</p> <p>(1)の準備型等交付計画、(2)の市町村事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、事業計画の作成の手續に準じて行うものとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 経営発展支援金の交付計画における支援金総額の増又は30%を超える減</u></p> <p><u>オ</u> 推進事業費の増</p> <p>(4) 計画の軽微な変更</p> <p>市町村が交付計画における資金総額の減額変更を行う場合は、<u>(2)のイに定める協議は不要とする。</u></p> <p><u>ただし、総合振興局等が減額承認を行った場合は、承認した計画書の写しを農政部長に提出すること。</u></p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>3 事業実績の報告</p> <p>(1) 準備型等事業実績の報告</p> <p>公社は、北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領(平成24年5月14日付け経営第260号北海道農政部長通知。以下「交付要領」という。)第4の9の(1)により、事業実績の報告を行うものとする。</p> <p>なお、実績報告に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。</p> <p>また、別紙様式第25号別添1、別添2及び別添3を併せて提出する。</p> <p>(2)～(3)略</p> <p>第8 略</p> <p>第9 経営発展支援金事業</p> <p>交付主体は、令和3年度までに本事業で採択された交付対象者に対し、承認された交付期間に応じた経営発展支援金を交付する。</p>	<p>事業終了のための削除</p> <p>所要の見直し</p> <p>記載の適正化</p>
---	--	---

<p>第9 効率的かつ適正な執行の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 道は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、公社、市町村、本事業に係る機関・団体及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。</p> <p>4 略</p> <p>附則 略</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要領は令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用するものとする。</u></p> <p>別記 略</p> <p>別表</p> <p>推進事業費</p> <p>区分、内容、注意点、略</p> <p>上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず公社又は市町村で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。</p>	<p>第10 効率的かつ適正な執行の確保</p> <p>1～2 略</p> <p>3 道は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、公社、市町村、本事業に係る機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。</p> <p>4 略</p> <p>附則 略</p> <p><u>新設</u></p> <p>別記 略</p> <p>別表</p> <p>推進事業費</p> <p>区分、内容、注意点、略</p> <p>上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず公社又は市町村で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>所要の改正</p> <p>記載の適正化</p>
--	--	--

（下線部分は改正部分）

北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行	改正理由																										
<p>別紙様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">研 修 計 画</p> <p>1～6 略 表 略 別添 1～7 略 別添 8 ※1～※9 略 ※10 <u>就農準備支援資金</u>の場合は、下線部分を「第5の2の（1）」に変更する。</p>	<p>別紙様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">研 修 計 画</p> <p>1～6 略 表 略 別添 1～7 略 別添 8 ※1～※9 略 ※10 <u>就農準備支援事業</u>の場合は、下線部分を「第5の2の（1）」に変更する。</p>	<p>1 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の制定に伴う改正 2 就農準備支援事業については事業終了のため削除</p> <p>1及び2により事業名を変更</p>																										
<p>別添 1～5 略</p>	<p>別添 1～5 略</p>	<p>1により、事業名を追加</p>																										
<p>別紙様式第 2 号</p> <p style="text-align: center;">経営開始資金（<u>経営開始支援資金</u>）申請追加資料</p> <p>1～2 略</p> <p>3 「<u>目標地区又は人・農地プラン</u>」への位置付け等</p> <table border="1" data-bbox="145 703 840 783"> <tr> <td>集落又は地域名等</td> <td><input type="checkbox"/>位置付けられている</td> <td><input type="checkbox"/>位置付けられる見込み</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている</td> </tr> </table> <p>4～5 略</p> <p>6 その他</p> <table border="1" data-bbox="145 847 907 1110"> <tr> <td>園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）</td> <td><input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（月） <input type="checkbox"/> 加入していない</td> </tr> <tr> <td>生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）</td> <td><input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない</td> </tr> <tr> <td><u>雇用就農資金</u>、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業、<u>令和 4 年度補正初期投資促進事業</u>による補助金の交付</td> <td><input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない</td> </tr> </table> <p>7 略 別添 1～11 略 * 1～2 略 * 3 <u>経営開始支援資金活用する場合は、標題中「経営開始資金」を「経営開始支援資金」とする</u></p>	集落又は地域名等	<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み	<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（月） <input type="checkbox"/> 加入していない	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない	<u>雇用就農資金</u> 、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業、 <u>令和 4 年度補正初期投資促進事業</u> による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない	<p>別紙様式第 2 号</p> <p style="text-align: center;">経営開始資金申請追加資料</p> <p>1～2 略</p> <p>3 「人・農地プラン」への位置付け等</p> <table border="1" data-bbox="1077 703 1736 783"> <tr> <td>集落又は地域名等</td> <td><input type="checkbox"/>位置付けられている</td> <td><input type="checkbox"/>位置付けられる見込み</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている</td> </tr> </table> <p>4～5 略</p> <p>6 その他</p> <table border="1" data-bbox="1077 879 1682 1118"> <tr> <td>園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）</td> <td><input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（月） <input type="checkbox"/> 加入していない</td> </tr> <tr> <td>生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）</td> <td><input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない</td> </tr> <tr> <td>農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付</td> <td><input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない</td> </tr> <tr> <td>前年の世帯全体の所得</td> <td>万円</td> </tr> </table> <p>7 略 別添 1～11 略 * 1～2 略 (新設)</p>	集落又は地域名等	<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み	<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（月） <input type="checkbox"/> 加入していない	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない	農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない	前年の世帯全体の所得	万円	<p>1により、事業名を追加</p> <p>所要の見直し</p> <p>所要の見直し</p> <p>1により事業名を追加</p>
集落又は地域名等	<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み																										
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている																												
園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（月） <input type="checkbox"/> 加入していない																											
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない																											
<u>雇用就農資金</u> 、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業、 <u>令和 4 年度補正初期投資促進事業</u> による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない																											
集落又は地域名等	<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み																										
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている																												
園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（月） <input type="checkbox"/> 加入していない																											
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない																											
農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない																											
前年の世帯全体の所得	万円																											
<p>別添 1～2 略</p>	<p>別添 1～2 略</p>	<p>1により事業名を追加</p>																										

<p>別紙様式第3-1号</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>表 略 * 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。</p>	<p>別紙様式第3-1号</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>(法定代理人) * 1</u>氏名</p> <p>表 略 <u>* 1 申請者が未成年者の場合は、法定代理人欄に記名すること。</u> * 2 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。</p>	<p>法定代理人を削除</p>
<p>別紙様式第3-2号</p> <p style="text-align: center;">就農準備支援<u>資金</u>交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の2の（3）の規定に基づき就農<u>準備支援資金</u>の交付を申請します。</p> <p>表 略 * 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。</p>	<p>別紙様式第3-2号</p> <p style="text-align: center;">就農準備支援<u>事業</u>交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>[法定代理人] * 1</u>氏名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の2の（3）の規定に基づき<u>新規就農促進研修支援事業</u>の交付を申請します。</p> <p>表 略 <u>* 1 申請者が未成年者の場合は、法定代理人欄に記名すること。</u> * 2 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。</p>	<p>1及び2により事業名を変更</p> <p>法定代理人削除</p> <p>1及び2により事業名を変更</p>
<p>別紙様式第4-1号</p> <p style="text-align: center;">研修状況報告書（教育機関用） 研修○年目・交付開始○年目 前半・後半 （○～○月分）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社 様</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の規定に基づき研修状況報告を提出します。</p> <p>1～3 略 添付書類 1～2 略 注 下線部は、就農準備資金の場合は「第5の1の（4）の規定に基づき」、就農準備支援<u>資金</u>の場合は「第5の2の（4）の規定に基づき」下線部は継続研修の場合は「1（または2）の（7）の規定に基づき」とする。</p>	<p>別紙様式第4-1号</p> <p style="text-align: center;">研修状況報告書（教育機関用） 研修○年目・交付開始○年目 前半・後半 （○～○月分）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社 様</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）<u>第5の規定</u>に基づき研修状況報告を提出します。</p> <p>1～3 略 添付書類 1～2 略 注 下線部は、就農準備資金の場合は「第5の1の（4）の規定に基づき」、就農準備支援<u>事業</u>の場合は「第5の2の（4）の規定に基づき」下線部は継続研修の場合は「1（または2）の（7）の規定に基づき」とする。</p>	<p>1及び2により事業名を変更</p>

研修状況報告書（先進農家等用）
研修〇年目・交付開始〇年目 前半・後半（〇～〇月分）

令和 年 月 日

公益財団法人北海道農業公社 様

氏名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の規定に基づき研修状況報告を提出します。

1～4 略

添付書類：研修日誌

注 下線部は就農準備資金の場合は「第5の1の（4）の規定に基づき」、就農準備支援資金の場合は「第5の2の（4）の規定に基づき」

別添 略

研修状況確認チェックリスト（参考例）

1 交付対象者への面談用

ア～イ 略

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	既に開始している・開始していない
------------------	------------------

ロ(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	作成済み・作成中・情報収集中・まだ着手していない
b 初期投資等の資金の確保について	確保済み・見込みは立っている 準備を始めたが、見込みは立っていない・まだ着手していない
c 農地の確保について	確保済み・交渉中・情報収集中・まだ着手していない
d 目標地図又は人・農地プランへの位置づけについて	位置づけられている・位置づけられる見込みである 集落内で話し合い中である・市町村等へ相談中である まだ働きかけをしていない

2 研修指導者への面談用

ア～イ 略

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	積極的である・普通・消極的である	今後の課題
------------------	------------------	-------

(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	積極的である・普通・消極的である	
b 資金の準備について	積極的である・普通・消極的である	
c 農地の確保について	積極的である・普通・消極的である	
d 目標地図又は人・農地プランへの位置づけについて	積極的である・普通・消極的である	

(雇用就農希望の場合)

a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	積極的である・普通・消極的である	
-------------------------	------------------	--

研修状況報告書（先進農家等用）
研修〇年目・交付開始〇年目 前半・後半（〇～〇月分）

令和 年 月 日

公益財団法人北海道農業公社 様

氏名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の規定に基づき研修状況報告を提出します。

1～4 略

添付書類：研修日誌

注 下線部は就農準備資金の場合は「第5の1の（4）の規定に基づき」、就農準備支援事業の場合は「第5の2の（4）の規定に基づき」

別添 略

研修状況確認チェックリスト（参考例）

1 交付対象者への面談用

ア～イ 略

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	既に開始している・開始していない
------------------	------------------

ロ(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	作成済み・作成中・情報収集中・まだ着手していない
b 初期投資等の資金の確保について	確保済み・見込みは立っている 準備を始めたが、見込みは立っていない・まだ着手していない
c 農地の確保について	確保済み・交渉中・情報収集中・まだ着手していない
d 人・農地プランへの位置づけについて	位置づけられている・位置づけられる見込みである 集落内で話し合い中である・市町村等へ相談中である まだ働きかけをしていない

2 研修指導者への面談用

ア～イ 略

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

a 就農に向けた情報収集について	積極的である・普通・消極的である	今後の課題
------------------	------------------	-------

(独立・自営就農希望の場合)

a 経営に関する計画の作成状況	積極的である・普通・消極的である	
b 資金の準備について	積極的である・普通・消極的である	
c 農地の確保について	積極的である・普通・消極的である	
d 人・農地プランへの位置づけについて	積極的である・普通・消極的である	

(雇用就農希望の場合)

a 農業法人や農家への就農に向けた活動について	積極的である・普通・消極的である	
-------------------------	------------------	--

1及び2により事業名を変更

所要の見直し

所要の見直し

<p>別紙様式第6号</p> <p style="text-align: center;">中止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長(1) 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け営第259号北海道農政部長通知)第5(2)の規定に基づき中止届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>注 経営開始資金又は経営開始支援資金の場合は、下線部(1)は「市(町村)長」、下線部(2)は、就農準備資金は「第5の1の(5)」、<u>就農準備支援資金の場合は、「第5の2の(5)」、経営開始資金は「第5の3の(4)」、経営開始支援資金「第5の4の(4)」とする。</u></p>	<p>別紙様式第6号</p> <p style="text-align: center;">中止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長(1) 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け営第259号北海道農政部長通知)第5(2)の規定に基づき中止届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>注 <u>経営開始型及び</u>経営開始資金の場合は、下線部(1)は「市(町村)長」、<u>(2)は「3の(4)」とする。</u> 下線部(2)は就農準備資金の場合は「第5の1の(5)」、<u>新規就農促進研修支援事業</u>の場合は、「第5の2の(5)」とする。</p>	<p>1及び2により事業名の変更及び追加</p>
<p>別紙様式第7号</p> <p style="text-align: center;">休止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長(1) 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け営第259号北海道農政部長通知)第5(2)の規定に基づき休止届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>注 経営開始資金又は経営開始支援資金の場合は、下線部(1)は「市(町村)長」、<u>下線部(2)は、就農準備資金の場合は「第5の1の(6)」、就農準備支援資金の場合は、「第5の2の(6)」、経営開始資金は「第5の3の(5)」、経営開始支援資金「第5の4の(5)」とする。</u></p> <p>添付書類 略</p>	<p>別紙様式第7号</p> <p style="text-align: center;">休止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長(1) 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け営第259号北海道農政部長通知)第5(2)の規定に基づき休止届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>注 <u>経営開始型及び</u>経営開始資金の場合は、下線部(1)は「市(町村)長」、<u>(2)は「3の(5)」とする。下線部(2)は就農準備資金の場合は「第5の1の(6)」、就農準備支援事業の場合は、「第5の2の(6)」とする。</u></p> <p>添付書類 略</p>	<p>1及び2により事業名の変更及び追加</p>
<p>別紙様式第8号</p> <p style="text-align: center;">研修再開届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>農業次世代人材投資資金(準備型)の受給を再開しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け営第259号北海道農政部長通知)第5の規定に基づき研修再開届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>注 下線部は、就農準備資金の場合は「第5の1の(6)」、<u>就農準備支援資金</u>の場合は「第5の2の(6)」とする。</p>	<p>別紙様式第8号</p> <p style="text-align: center;">研修再開届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>農業次世代人材投資資金(準備型)の受給を再開しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け営第259号北海道農政部長通知)第5の規定に基づき研修再開届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>注 下線部は、就農準備資金場合は「第5の1の(6)」、<u>就農準備支援事業</u>の場合は「第5の2の(6)」とする。</p>	<p>1及び2により事業名の変更</p>

就農状況報告(独立・自営就農)
経営開始〇年目・交付開始〇年目(〇~〇月分)

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後〇年目」とする。

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長(1) 様

氏名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知)第5(2)の規定に基づき就農状況報告を提出します。

- ※ 下線部(1)は、経営開始資金又は経営開始支援資金の場合は、「市(町村)長」とする。
下線部(2)は、就農準備資金の場合は「第5の1の(7)」、就農準備支援資金の場合は「第5の2の(7)」、経営開始資金の場合は「第5の3の(6)」、経営開始支援資金の場合は「第5の4の(6)」とする。

- 1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。(就農準備資金及び就農準備支援資金の交付を受けた者は必須。経営開始型、経営開始資金及び経営開始支援資金のみの交付対象者の場合は記載不要。))

Table with 2 columns: Status (Already farming / Not yet farming) and Date (Year, Month, Day).

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要(添付書類も不要)。

2. 略

3. 経営規模の報告

Main table for reporting business scale, including land ownership, cultivation, and specific work assignments.

削除

- 4. 前年の世帯全体の所得(資金含む) 表略
5. 農業経営基盤強化準備金(※) (どちらかにチェックする。) 表略
6. 地域のサポート体制について 表略
7. 報告対象期間における道主催の新規就農者等交流会(※)への参加について (どちらかにチェックする。)
※実施要領第6の3(第6の4)の(13)に規定する道が開催する新規就農者等の交流会 表略

就農状況報告(独立・自営就農)
経営開始〇年目・交付開始〇年目(〇~〇月分)

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後〇年目」とする。

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長(1) 様

氏名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知)第5(2)の規定に基づき就農状況報告を提出します。

- ※ 経営開始型及び経営開始資金の場合は、下線部(1)は「市(町村)長」、(2)は「3の(6)」とする。
下線部(2)は就農準備資金の場合は「第5の1の(7)」、就農準備支援事業の場合は「第5の2の(7)」とする。

- 1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。(準備型、就農準備資金及び就農準備支援事業の交付を受けた者は必須。経営開始型及び経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。))

Table with 2 columns: Status (Already farming / Not yet farming) and Date (Year, Month, Day).

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 略

3. 経営規模の報告

Main table for reporting business scale, including land ownership, cultivation, and specific work assignments.

4. 前年の総所得(資金を除く)

Table for reporting previous year's total income (excluding funds).

※準備型の交付対象者で研修終了後に独立・自営就農した者又は経営開始型で令和3年度までに承認された交付対象者が記入

- 5. 前年の世帯全体の所得(資金含む) 表略
6. 農業経営基盤強化準備金(※) (どちらかにチェックする。) 表略
7. 地域のサポート体制について 表略
8. 報告対象期間における道主催の新規就農者等交流会(※)への参加について (どちらかにチェックする。)
※実施要領第6の3(13)に規定する道が開催する新規就農者等の交流会 表略

1及び2により事業名の変更及び追加

1及び2により事業名の変更及び追加

所要の見直し

前年の総所得欄削除

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について
 表略

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組
 (就農準備資金及び就農準備支援資金の交付対象者については別紙様式第1号の研修計画の「2 就農時に係る計画」、経営開始型、経営開始資金及び経営開始支援資金の交付対象者については青年等就農計画並びに別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

表略

添付書類
 別添 1. 略

2. 経営開始資金又は経営開始支援資金交付対象者は、決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。) 就農準備資金又は就農準備支援資金交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書(白色申告書は収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)

3. 通帳及び帳簿の写し*3

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*3

削除

5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4

6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付*5

7. 環境負荷低減チェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する)

*1 7月の報告の際のみ記入する。

*2 就農準備資金及び就農準備支援資金事業研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍(第4の1の(2) 第4の2の(2))なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。

*3 就農準備資金又は就農準備資金の交付を受けた者のうち、親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する(それ以外の者は、就農届(別紙様式第14号)等で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)

*4 就農準備資金及び就農準備支援資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

*5 経営開始資金又は経営開始支援資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

削除

別添1、2-2、2 略

別添7
 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(農業経営体向け)

(1) 適正な肥料	報告時 (しました)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
① 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	① 悪臭・害虫の発生防止・削減に努める	<input type="checkbox"/>
② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		
③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	(5) 農薬物の安全管理、適正な循環的利用及び適正な処分	報告時 (しました)
④ 有機物の適正な利用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	① プラ等農薬物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な畜舎	報告時 (しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
① 畜舎の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	① 畜舎内・畜舎の周辺状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(防除)	<input type="checkbox"/>
② 畜舎の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	② 畜舎内防除方法(防除薬剤、使用回数)を把握した防除を検討(防除)	<input type="checkbox"/>
③ 飼育法・畜舎の衛生状況等を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>		
④ 防臭法・害虫が発生しにくい畜舎条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑤ 多様な防除方法(防除薬剤、使用回数)を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	① みどりの農薬システム理解の徹底	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの削減	報告時 (しました)	② 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
① 畜舎・ハウス内の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	③ 畜舎環境等可視化・連携の適切な整備と管理の徹底に努める	<input type="checkbox"/>
② エネルギーを削減し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づき作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

9. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について
 表略

10. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組
 (準備型、就農準備資金及び就農準備支援事業の交付対象者については別紙様式第1号の研修計画の「2 就農時に係る計画」、経営開始型及び経営開始資金の交付対象者については青年等就農計画並びに別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

表略

添付書類
 別添 1. 略

2. 決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。)*3

3. 通帳及び帳簿の写し*2

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*2
 (変更がない場合、2回目以降の報告の際には既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)*親族から賃借した農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。

5. 青色申告決算書(農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合)*3

6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4

7. 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付(令和3年度以降に経営開始型で承認された交付対象者のみ該当)

新設

*1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く)

*2 準備型、就農準備資金及び就農準備支援事業研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍(第4の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。また、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は、当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる場合の1回目の報告の際のみ添付する(別紙様式第14号)就農報告で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)

*3 経営開始型及び経営開始資金の交付期間のみ添付する。

*4 準備型、就農準備資金及び就農準備支援事業の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

新設

※ 様式の2、3及び別添2の内容について、基盤強化法の基本要綱に基づく農業経営指標による自己チェックを提出している場合は、そのチェック表を添付することで、2、3及び別添2の記載を省略できる。

別添1、2-2、2 略

新設

記載の適正化

1及び2により事業名の変更及び追加

1及び2により事業名の変更及び追加

所要の見直し
 記載の適正化
 記載の適正化

1により添付資料の追加
 所要の見直し

1及び2により事業名の変更及び追加

所要の見直し
 所要の見直し

1により添付資料の追加

環境負荷低減に向けた取組の取組

令和3年8月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、販賣手法のグリーン化の取組として、2030年までに産業界の支援対象を特産可能な食料・農林水産物を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。⁴⁾

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産物生産強化本部」における「『食料・農産・農村振興の新たな展開方向』に基づく具体的な取組の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産物の全ての補助事業等に対して、産地移行を促進する環境負荷低減の取組を強化する『ロスコンプライアンス』を導入する」とことされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和8年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して移行実施を行う」とこととされた。⁴⁾

【関係法令の遵守】については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。⁴⁾

- (1) 適正な施肥⁴⁾
 - ・肥料の品質の確保に関する法律（昭和25年法律第127号）⁴⁾
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第189号）⁴⁾
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第55号）⁴⁾
- (2) 適正な防除⁴⁾
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）⁴⁾
 - ・雑草防除法（昭和25年法律第151号）⁴⁾
- (3) エネルギーの節減⁴⁾
 - ・エネルギーの使用の合理化及び省エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）⁴⁾
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止⁴⁾
 - ・畜舎排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）⁴⁾
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）⁴⁾
- (5) 廃棄物の発生削減、適正な循環的な利用及び適正な処分⁴⁾
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）⁴⁾
 - ・大気汚染防止法の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第146号）⁴⁾
 - ・国による資源物の回収の促進等に関する法律（平成12年法律第100号）⁴⁾
 - ・資源包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）⁴⁾
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）⁴⁾
- (6) 生物多様性への影響の防止⁴⁾
 - ・遺伝資源等生物多様性の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）⁴⁾
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）⁴⁾
 - ・湧き水質保全特別措置法（昭和50年法律第61号）⁴⁾
 - ・自然の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）⁴⁾
 - ・自然による農林水産物等の生産の促進のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）⁴⁾
 - ・合気性農林水産物の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）⁴⁾
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）⁴⁾
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）⁴⁾
 - ・持続的養殖生産促進法（平成11年法律第81号）⁴⁾
- (7) 環境関係法令の遵守等⁴⁾
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）⁴⁾
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）⁴⁾
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）⁴⁾
 - ・国等における気象特殊リスク等の律則の削減に配慮した集約的律則に関する法律（平成19年法律第36号）⁴⁾
 - ・土壌改良法（昭和24年法律第185号）⁴⁾・森林法（昭和25年法律第249号）⁴⁾

新設

1により添付資料の追加

別添7

環境負荷低減のロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

(1) 適正な施肥		報告時 (しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
①	肥料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑤	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	肥料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>			
(2) 適正な防除		報告時 (しました)	(6) 生物多様性への影響の防止		報告時 (しました)
③	薬剤生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑥	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
④	薬剤生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>			
⑤	薬剤生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
(3) エネルギーの節減		報告時 (しました)	⑦	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑧	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
(4) 悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)	⑨	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑧	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑩	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑩	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 畜舎排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>	⑪	農業機械等の設置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑫	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

新設

1により添付資料の追加

環境負荷低減に向けた取組の進捗
 令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、産廃手法のグリーン化の取組として、2030年までに産廃の処理対象を削減可能な食料・農林水産品を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、産廃業者総額メニューの充実、これらとセットでのロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。⁴⁾
 また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農産・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な産廃の内容」においては、みどりの食料システム戦略による産廃業者総額に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、産廃削減への産廃業者総額の取組の実施を推進化する『ロスコンプライアンス』を導入する」とことされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和8年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して実行実施を行う」とこととされた。⁴⁾

- 「環境法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。⁴⁾
- ・(1) 適正な廃棄⁴⁾
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）⁴⁾
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）⁴⁾
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第55号）等⁴⁾
 - ・(2) 適正な防除⁴⁾
 - ・農作物防除法（昭和23年法律第82号）⁴⁾
 - ・雑草防除法（昭和25年法律第151号）等⁴⁾
 - ・(3) エネルギーマーの取扱い⁴⁾
 - ・エネルギーの使用の合理化及び石化エネルギーへの転換等に関する法律（昭和64年法律第49号）等⁴⁾
 - ・(4) 悪臭及び害虫の発生防止⁴⁾
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）⁴⁾
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等⁴⁾
 - ・(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分⁴⁾
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）⁴⁾
 - ・食品等資源物の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第146号）⁴⁾
 - ・国等による廃棄物の処理の促進に関する法律（平成12年法律第100号）⁴⁾
 - ・資源物に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）⁴⁾
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等⁴⁾
 - ・(6) 生物多様性への影響の防止⁴⁾
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）⁴⁾
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）⁴⁾
 - ・湧流水質保全特別措置法（昭和49年法律第61号）⁴⁾
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）⁴⁾
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための射撃措置に関する法律（平成19年法律第134号）⁴⁾
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）⁴⁾
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）⁴⁾
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）⁴⁾
 - ・持続的資源生産確保法（平成11年法律第54号）等⁴⁾
 - ・(7) 環境関係法令の遵守等⁴⁾
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）⁴⁾
 - ・労働部評価法（平成9年法律第81号）⁴⁾
 - ・増進型北見市条例の制定に関する法律（平成10年法律第117号）⁴⁾
 - ・国等における凶悪犯罪等者の検出の促進に配慮した契約の促進に関する法律（平成19年法律第56号）⁴⁾
 - ・土壌改良法（昭和24年法律第195号）・森林法（昭和26年法律第249号）等⁴⁾

新設

1により添付資料の追加

別紙様式第9-1号-1

作業日誌(独立・自営就農)
 交付終了後〇年目(〇～〇月分)

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 (1) 様

氏名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知) 第5 ⁽²⁾の規定に基づき就農状況報告を提出します。
 ※ 下線部(1)は、経営開始資金及び経営開始支援資金の場合は「市(町村)長」とする。
下線部(2)は、就農準備資金の場合は「第5の1の(7)」、就農準備支援資金の場合は「第5の2の(7)」、
経営開始資金の場合は「第5の3の(6)」、経営開始支援資金の場合は「第5の4の(6)」とする。

表 略

別添 略

別紙様式第9-1号-1

作業日誌(独立・自営就農)
 交付終了後〇年目(〇～〇月分)

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 (1) 様

氏名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知) 第5の1の(7)
⁽²⁾の規定に基づき作業日誌を提出します。
 ※ 経営開始型及び経営開始資金の場合は、下線部(1)は「市(町村)長」、(2)は「3の(6)」とする。
下線部(2)は就農準備資金の場合は「1の(7)」就農準備支援事業の場合は「2の(7)」とする。

表 略

1及び2により事業名の変更及び追加

<p>別紙様式第 10 号</p> <p style="text-align: center;">継 続 研 修 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5</u>の規定に基づき継続研修計画の承認を申請します。 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第 5 の 1 の（7）」、<u>就農準備支援資金</u>の場合は「第 5 の 2 の（7）」とする。</p> <p>1～3 略</p>	<p>別紙様式第 10 号</p> <p style="text-align: center;">継 続 研 修 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5</u>の規定に基づき継続研修計画の承認を申請します。 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第 5 の 1 の（7）」、<u>就農準備支援事業</u>の場合は「第 5 の 2 の（7）」とする。</p> <p>1～3 略</p>	<p>1 及び 2 により事業名の変更</p>
<p>別紙様式第 11 号</p> <p style="text-align: center;">継 続 研 修 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>継続研修を開始しましたので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5</u>の規定に基づき継続研修届を提出します。 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第 5 の 1 の（7）」、<u>就農準備支援資金</u>の場合は「第 5 の 2 の（7）」とする。</p> <p>表 略</p>	<p>別紙様式第 11 号</p> <p style="text-align: center;">継 続 研 修 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>継続研修を開始しましたので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5</u>の規定に基づき継続研修届を提出します。 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第 5 の 1 の（7）」、<u>就農準備支援事業</u>の場合は「第 5 の 2 の（7）」とする</p> <p>表 略</p>	<p>1 及び 2 により事業名の変更</p>
<p>別紙様式第 12 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 等 変 更 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5</u>⁽²⁾の規定に基づき住所等変更届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>下線部（1）は、経営開始資金又は経営開始支援資金の場合は、「市（町村）長」とする。</u> <u>下線部（2）は、就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の（7）」、就農準備支援資金の場合は「第 5 の 2 の（7）」、経営開始資金の場合は「第 5 の 3 の（6）」、経営開始支援資金の場合は「第 5 の 4 の（6）」とする。</u> 添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許所、パスポート等の写し）</p>	<p>別紙様式第 12 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 等 変 更 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5</u>⁽²⁾の規定に基づき住所等変更届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>経営開始型及び経営開始資金の場合は、下線部（1）は「市（町村）長」、（2）は「3 の（6）」とする。</u> 下線部（2）は就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の（7）」、<u>就農準備支援事業</u>の場合は「第 5 の 2 の（7）」とする。 添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許所、パスポート等の写し）</p>	<p>1 及び 2 により事業名の変更</p>

別紙様式第13号

就農遅延届

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 様

氏 名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の規定に基づき就農遅延届を提出します。
 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第5の1の（7）」、就農準備支援資金の場合は「第5の2の（7）」とする。

表 略

別紙様式第14号

就農届

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 様

氏 名

以下のとおり就農しましたので北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の規定に基づき就農報告を提出します。
 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第5の1の（7）」、就農準備支援資金の場合は「第5の2の（7）」とする。

研修終了日 ^①	年 月 日 ^①	
独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した日 ^②	年 月 日 ^②	
就農形態 ^③	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 ^④ <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ^④ <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承（ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部） ^④ <input type="checkbox"/> 雇用就農（農業法人等の名称・住所・電話番号） <input type="checkbox"/> 親元就農 *1 <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 ^④ <input type="checkbox"/> 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 ^④ <input type="checkbox"/> 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期 年 月 ^④	
就農地の市町村 ^⑤	年 月 日 ^⑤	
経営耕地 *2 ^⑥	所有地 ^⑦	a ^⑧
	借入地 ^⑦	a ^⑧
営農作物 *2 ^⑥	年 月 日 ^⑥	
経営開始型の受給 *2 ^⑥	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定 ^⑥	
雇用就農資金の活用 *3 ^⑥	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定 ^⑥	

※下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承する、法人の（共同）経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始することにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。^④
 *1 親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。^④
 *2 独立・自営就農の場合のみ記入^④
 *3 雇用就農の場合のみ記入^④
 研修要領^④
 ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利取得の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び連絡の平し^④
 （独立・自営就農の場合）^④
 ・雇用契約書等の平し（雇用就農の場合）^④
 ・青色事業完結者給与に関する届出（変更届出）書の平し（親元就農の場合）^④
 ・家族経営協定等の平し（親元就農の場合、夫婦共同経営で独立・自営就農する場合）^④

別紙様式第13号

就農遅延届

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 様

氏 名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の規定に基づき就農遅延届を提出します。
 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第5の1の（7）」、就農準備支援事業の場合は「第5の2の（7）」とする。

表 略

別紙様式第14号

就農届

年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 様

氏 名

以下のとおり就農しましたので北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）第5の規定に基づき就農報告を提出します。
 ※下線部は、就農準備資金の場合は、「第5の1の（7）」、就農準備支援事業の場合は「第5の2の（7）」とする。

研修終了日 ^①	年 月 日 ^①	
独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した日 ^②	年 月 日 ^②	
就農形態 ^③	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 ^④ <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ^④ <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承（ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部） ^④ <input type="checkbox"/> 雇用就農（農業法人等の名称・住所・電話番号） <input type="checkbox"/> 親元就農 *1 <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 ^④ <input type="checkbox"/> 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 ^④ <input type="checkbox"/> 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期 年 月 ^④	
就農地の市町村 ^⑤	年 月 日 ^⑤	
経営耕地 *2 ^⑥	所有地 ^⑦	a ^⑧
	借入地 ^⑦	a ^⑧
営農作物 *2 ^⑥	年 月 日 ^⑥	
経営開始型の受給 *2 ^⑥	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定 ^⑥	
農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の活用 *3 ^⑥	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定 ^⑥	

※下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承する、法人の（共同）経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始することにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。^④
 *1 親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。^④
 *2 独立・自営就農の場合のみ記入^④
 *3 雇用就農の場合のみ記入^④
 研修要領^④
 ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利取得の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び連絡の平し^④
 （独立・自営就農の場合）^④
 ・雇用契約書等の平し（雇用就農の場合）^④
 ・青色事業完結者給与に関する届出（変更届出）書の平し（親元就農の場合）^④
 ・家族経営協定等の平し（親元就農の場合、夫婦共同経営で独立・自営就農する場合）^④

1及び2により事業名の変更

1及び2により事業名の変更

所要の見直し

<p>別紙様式第 15 号</p> <p style="text-align: center;">就 農 中 断 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5⁽²⁾</u>の規定に基づき就農中断届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>下線部（1）は、経営開始資金又は経営開始支援資金の場合は、「市（町村）長」とする。</u> <u>下線部（2）は、就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の（7）」、就農準備支援資金の場合は「第 5 の 2 の（7）」、経営開始資金の場合は「第 5 の 3 の（6）」、経営開始支援資金の場合は「第 5 の 4 の（6）」とする。</u></p>	<p>別紙様式第 15 号</p> <p style="text-align: center;">就 農 中 断 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5⁽²⁾</u>の規定に基づき就農中断届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>経営開始型及び経営開始資金の場合は、下線部（1）は「市（町村）長」、（2）は「3 の（6）」とする。</u> <u>下線部（2）は就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の（7）」、就農準備支援事業の場合は「第 5 の 2 の（7）」とする。</u></p>	<p>1 及び 2 により事業名の変更及び追加</p>
<p>別紙様式第 16 号</p> <p style="text-align: center;">就 農 再 開 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5 の⁽²⁾</u>の規定に基づき就農再開届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>下線部（1）は、経営開始資金又は経営開始支援資金の場合は、「市（町村）長」とする。</u> <u>下線部（2）は、就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の（7）」、就農準備支援資金の場合は「第 5 の 2 の（7）」、経営開始資金の場合は「第 5 の 3 の（6）」、経営開始支援資金の場合は「第 5 の 4 の（6）」とする。</u></p>	<p>別紙様式第 16 号</p> <p style="text-align: center;">就 農 再 開 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）<u>第 5 の⁽²⁾</u>の規定に基づき就農再開届を提出します。</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>経営開始型及び経営開始資金の場合は、下線部（1）は「市（町村）長」、（2）は「3 の（6）」とする。</u> <u>下線部（2）は就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の（7）」、就農準備支援事業の場合は「第 5 の 2 の（7）」とする。</u></p>	<p>1 及び 2 により事業名の変更及び追加</p>

就農状況確認チェックリスト(参考例)

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。
なお、就農状況報告における相談状況についても確認してください。

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
経営開始型・経営開始資金・経営開始支援資金交付の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
確認者所属・名前:
確認日: 年 月 日

1～2 略

3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

<input type="checkbox"/> 適切に帳簿をつけている	<input type="checkbox"/> 帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	<input type="checkbox"/> 帳簿をつけていない
--------------------------------------	---	------------------------------------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

<input type="checkbox"/> 農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	<input type="checkbox"/> 農地法第3条の許可等を有していない
--	--

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受託契約書による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

就農状況確認チェックリスト (参考例)

1～4 略

就農状況確認チェックリスト(参考例)

※本様式は、就農状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、就農状況の確認をしてください。
なお、就農状況報告における相談状況についても確認してください。

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
経営開始型・経営開始資金交付の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
確認者所属・名前:
確認日: 年 月 日

1～2 略

3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

<input type="checkbox"/> 適切に帳簿をつけている	<input type="checkbox"/> 帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	<input type="checkbox"/> 帳簿をつけていない
--------------------------------------	---	------------------------------------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

<input type="checkbox"/> 農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	<input type="checkbox"/> 農地法第3条の許可等を有していない
--	--

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受託契約書又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

就農状況確認チェックリスト (参考例)

1～4 略

1 により事業名の追加

所要の見直し

<p>別紙様式 17-3 号 (親元就農者向け)</p> <p style="text-align: center;">就農状況確認チェックリスト (参考例)</p> <p>1～4 略</p> <hr/> <p>別紙様式第 18 号</p> <p style="text-align: center;">返還免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領 (平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知) <u>第 5 の⁽²⁾</u>の規定に基づき返還免除申請書を提出します</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>下線部 (1) は、経営開始資金又は経営開始支援資金の場合は、「市 (町村) 長」とする。</u> <u>下線部 (2) は、就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の (8)」、就農準備支援資金の場合は「第 5 の 2 の (8)」、</u> <u>経営開始資金の場合は「第 5 の 3 の (7)」、経営開始支援資金の場合は「第 5 の 4 の (7)」とする。</u></p>	<p>別紙様式 17-3 号 (親元就農者向け)</p> <p style="text-align: center;">就農状況確認チェックリスト (参考例)</p> <p>1～4 略</p> <hr/> <p>別紙様式第 18 号</p> <p style="text-align: center;">返還免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益財団法人北海道農業公社理事長⁽¹⁾ 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領 (平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知) <u>第 5 の⁽²⁾</u>の規定に基づき返還免除申請書を提出します</p> <p>表 略</p> <p>※ <u>経営開始型及び経営開始資金の場合は、下線部 (1) は「市 (町村) 長」、(2) は「3 の (7)」とする。</u> <u>下線部 (2) は就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の (8)」、就農準備支援事業の場合は「第 5 の 2 の (8)」、</u> <u>経営開始資金の場合は「第 5 の 3 の (7)」とする</u></p>	<p>1 及び 2 により事業名の変更及び追加</p>
<p>別紙様式第 19-1 号 (令和 2 年度以前に承認された交付対象者)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書</p> <p>表 略</p>	<p>別紙様式第 19-1 号 (令和 2 年度以前に承認された交付対象者)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書</p> <p>表 略</p>	
<p>別紙様式第 19-2 号 (令和 3 年度に承認された交付対象者)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書</p> <p>表 略</p>	<p>別紙様式第 19-2 号 (令和 3 年度に承認された交付対象者)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書</p> <p>表 略</p>	
<p>(参考様式: 旧別紙様式第 16 号) 令和 2 年度以前に承認された交付対象者で交付金額変動制の対象者ではない場合</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書</p> <p>表 略</p>	<p>(参考様式: 旧別紙様式第 16 号) 令和 2 年度以前に承認された交付対象者で交付金額変動制の対象者ではない場合</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書</p> <p>表 略</p>	
<p>別紙様式第 19-3 号 (令和 4 年度以降に承認された交付対象者)</p> <p style="text-align: center;">経営開始資金交付申請書</p> <p>表 略</p>	<p>別紙様式第 19-3 号 (令和 4 年度以降に承認された交付対象者)</p> <p style="text-align: center;">経営開始資金交付申請書</p> <p>表 略</p>	<p>1 により様式の追加</p>

経営開始支援資金交付申請書

令和 年 月 日

市(町村)長様

氏名
氏名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知)第 5 の 4 の (3) の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日 ~	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
前年の世帯所得※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)	円
今年の交付金額※3 (150 万円)	(イ)	円
今回の交付申請額		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業、雇用就業資金、就職氷河期世代雇用就業実践研修支援事業、雇用就業実践研修支援事業による助成(農業法人等として)、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600 万円以下であること。
- ※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
- ※3 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店番号	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	(当座)番号
	郵便局記号			
口座名義人	(ふりがな)氏名			

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

別紙様式第 20 号

経営再開届

年 月 日

市（町村）長 様

氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 5の規定に基づき経営再開届を提出します。

※ 下線部は、経営開始資金の場合は「第 5 の 3 の（5）」、経営開始支援資金の場合は「第 5 の 4 の（5）」とする

表 略

別紙様式第 21 号

離農届

年 月 日

市（町村）長 (1) 様

氏 名

下記の理由により離農しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 5 (2)の規定に基づき離農届を提出します。

表 略

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）

※ 下線部（1）は、就農準備資金又は就農準備支援資金の場合は、「公益財団法人北海道農業公社理事長」とする。

下線部（2）は、就農準備資金の場合は「第 5 の 1 の（7）」、就農準備支援資金の場合は「第 5 の 2 の（7）」、経営開始資金の場合は「第 5 の 3 の（6）」、経営開始支援資金の場合は「第 5 の 4 の（6）」とする。

別紙様式第 22 号

研修教育機関等認定申請書

番 号
年 月 日

北海道知事 様

別紙様式第 20 号

経営再開届

年 月 日

市（町村）長 様

氏 名

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 5 の 3 の（5）の規定に基づき経営再開届を提出します

表 略

別紙様式第 21 号

離農届

年 月 日

市（町村）長 様

氏 名

農業経営を中止し、離農 (1)しますので、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 5 の 3 の（6）(2)の規定に基づき離農届を提出します。

表 略

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）

※下線部（1）は、経営開始型の交付期間及び同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

下線部（2）は、準備型の場合は「1の（7）のカ」とする。

下線部（2）は、就職氷河期世代の新規就農促進就農準備支援事業の場合は「2の（7）のカ」とする。

別紙様式第 22 号

研修教育機関認定申請書

番 号
年 月 日

北海道知事 様

1 により事業名の変更及び追加

所要の見直し

1 及び 2 により事業名の変更及び追加

<p style="margin: 0;">住所・研修機関名 代表者名 指導農業氏名住所 氏名 先進農家・先進農家法人住所 氏名</p>	<p style="margin: 0;">研修教育機関名 代表者職氏名</p>	<p style="margin: 0;">所要の見直し</p>																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">研修教育機関の要件</th> <th style="width: 50%;">研修教育機関の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新規就農支援ポータルサイトに登録し、公表していること</td> <td style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 公表を行っている <input type="checkbox"/> 公表を行っていない </td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> </tbody> </table>	研修教育機関の要件	研修教育機関の状況	新規就農支援ポータルサイトに登録し、公表していること	<input type="checkbox"/> 公表を行っている <input type="checkbox"/> 公表を行っていない	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">研修教育機関の要件</th> <th style="width: 50%;">研修教育機関の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td><td style="text-align: center;">略</td></tr> </tbody> </table>	研修教育機関の要件	研修教育機関の状況	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p style="margin: 0;">所要の見直し</p>
研修教育機関の要件	研修教育機関の状況																																											
新規就農支援ポータルサイトに登録し、公表していること	<input type="checkbox"/> 公表を行っている <input type="checkbox"/> 公表を行っていない																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
研修教育機関の要件	研修教育機関の状況																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
略	略																																											
<p style="margin: 0;">(担当者 職・氏名 TEL/email address)</p>	<p style="margin: 0;">(担当者 職・氏名 TEL/email address)</p>	<p style="margin: 0;">所要の見直し</p>																																										
<p style="margin: 0;">添付書類 (1) ~ (5) 略 <u>(6) 先進農家等経営概要書(別添3) ※別記「準備型等における研修機関等」3の(2)で定める農家又は農業法人は添付すること。</u></p>	<p style="margin: 0;">添付書類 (1) ~ (5) 略 <u>新設</u></p>	<p style="margin: 0;">所要の見直し</p>																																										
<p style="margin: 0;">別添1、2 略</p>	<p style="margin: 0;">別添1、2 略</p>	<p style="margin: 0;">所要の見直し</p>																																										

別添 3

先進農家等経営概要書
(指導農業者以外)

年 月 日

市町村名

先進農家氏名

住所

1 農業従事状況

研修指導者 農業従事日数	日	家族人員(うち農業従事者)	人(人)	年雇	人日
-----------------	---	---------------	------	----	----

2 経営土地面積

3 作付面積

4 家畜飼養頭羽数

区 分		面積 (㎡)	作 物 名			作 付 量	単 収	区 分		頭 羽 数
農 用 地	田							乳 用 牛	経産牛	
	畑								育成牛	
	樹園地								計	
	計									
計										
施設用地										
宅 地										
山 林										
合 計										

5 生産技術面における特徴・評価

Text input area for production technology features and evaluation.

6 経営・生活面における特徴・評価

Text input area for management and life features and evaluation.

7 担い手育成に対する熱意・指導性

Text input area for enthusiasm and guidance for successor cultivation.

8 過去の研修生の受入状況等

Text input area for past trainee reception status.

事業内容の精査に伴う、様式の追加

<p>別紙様式第 23 号</p> <p style="text-align: center;">研修教育機関一覧</p> <p>表 略</p>	<p>別紙様式第 23 号</p> <p style="text-align: center;">研修教育機関一覧</p> <p>表 略</p>	<p>1 及び 2 により事業名の変更及び追加</p>
<p>別紙様式第 24 号</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>表 略</p>	<p>別紙様式第 24 号</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>表 略</p>	
<p>別紙 略</p>	<p>別紙 略</p>	
<p>別紙様式第 25 号</p> <p style="text-align: center;">年度 準備型交付計画</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: right;">(補助事業者)</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 7 の 1 の（1）のアの規定に基づき承認を受けたいので、別添のとおり申請します。</p> <p>※ 別紙様式第 25 号別添 1：<u>就農準備資金</u> 別紙様式第 25 号別添 2：<u>就農準備支援資金</u></p>	<p>別紙様式第 25 号</p> <p style="text-align: center;">年度 準備型交付計画</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: right;">(補助事業者)</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 7 の 1 の（1）のアの規定に基づき承認を受けたいので、別添のとおり申請します。</p> <p>※ 別紙様式第 25 号別添 1：<u>就農準備支援事業</u> 別紙様式第 25 号別添 2：<u>就農準備資金</u></p>	
<p>別紙様式第 26 号</p> <p style="text-align: center;">年度 市町村農業次世代人材投資事業計画</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>北海道 総合振興局長（振興局長）様</p> <p style="text-align: right;">(補助事業者)</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 7 の 1 の（2）のアの規定に基づき承認を受けたいので、別添のとおり申請します。</p> <p>※ 別紙様式第 26 号別添 1：経営開始型 別紙様式第 26 号別添 2：経営開始資金 <u>別紙様式第 26 号別添 2：経営開始支援資金</u></p>	<p>別紙様式第 26 号</p> <p style="text-align: center;">年度 市町村農業次世代人材投資事業計画</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>北海道 総合振興局長（振興局長）様</p> <p style="text-align: right;">(補助事業者)</p> <p>北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 7 の 1 の（2）のアの規定に基づき承認を受けたいので、別添のとおり申請します。</p> <p>※ 別紙様式第 26 号別添 1：経営開始型 別紙様式第 26 号別添 2：経営開始資金 <u>(新設)</u></p>	
<p>別紙様式第 27 号</p> <p style="text-align: center;">北海道農業次世代人材投資事業交付決定前着手届</p> <p>略</p>	<p>別紙様式第 27 号</p> <p style="text-align: center;">北海道農業次世代人材投資事業交付決定前着手届</p> <p>略</p>	

別紙様式第 28 号

研修実施申請書

令和 年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 様

氏 名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 5 の規定に基づき、（就農準備資金・就農準備支援資金）を活用し、研修を継続することを申請します。

※ 下線部は、就農準備資金は「第 5 の 1 の（10）の ア」、就農準備支援資金は「第 5 の 1 の（10）の ア」とする。また、括弧内は活用する資金名を記載する。

別紙様式第 28 号

研修実施申請書

令和 年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 様

氏 名

北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知）第 5 の規定に基づき、（就農準備資金・就農準備支援資金）を活用し、研修を継続することを申請します。

※ 下線部は、就農準備資金は「第 5 の 1 の（10）の ア」、就農準備支援資金は「第 5 の 1 の（10）の ア」とする。また、括弧内は活用する資金名を記載する。

削 除

別紙様式第 28 号

研修実施申請書

令和 年 月 日

公益財団法人北海道農業公社理事長 様

氏 名

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 10 の規定に基づき、「新規就農促進研修支援事業」を活動し、研修を継続することを申請する。

（新設）

別紙様式第 28 号別添 1

就農準備支援事業

- 交付計画
- 実績報告



事業実施年度 : 令和 年度
 都道府県名 : 北海道
 交付主体 : 公益財団法人北海道農業公社

1 及び 2 により事業名の変更及び追加

1 により様式追加

2 により様式削除

第1 事業計画

1 資金の交付計画(実績)

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数				交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額			
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年
合 計										

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		

3 事業費合計

金額(円)

第2 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が必要なる場合は記載)
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	※※※※※※※※※※					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により)農地を譲り受けた場合を除く。し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは妻側の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自家農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者)をいう。なお、農業が法人化した形態である一戸一人法人を含む。この世界員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自家農業への従事(主)になった者及び「他に雇われて勤務(主)から「自家農業への従事(主)になった者」をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く)をいう。

第3 事業推進体制

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

募集時期	スケジュール		審査体制・審査方法	備考
	<	日/月		
審査時期	<	日/月		
採択時期	<	日/月		
交付時期	<	日/月		
交付時期	<	日/月		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

2 就農及び定着に向けたサポート計画(交付主体が市町村の場合は、「第4 地域サポート計画」に当該項目を記載)

(1)就農に向けた相対体制

相談窓口(機関名、部署等を記載)	相談対応方法等	備考

注:相談窓口が複数ある場合は適宜を追加して全て記載すること

(2)就農・定着に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定着に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注:交付主体として関係機関との連携を含めた就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容を記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修課単体分類(注2)	研修機関名	研修課単体分類(注2)

注1:市町村又は青年農業者等育成センターが交付主体となって交付する交付対象者が研修する要綱別記5第5の1の(2)のアの認定研修機関(予定含む)を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウリ以外の都道府県、市町村、生産者団体、先進農業等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(※別表)

注:農業次世代人材投資事業又は新規就農者育成総合対策の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

就農準備資金

- 交付計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
 都道府県名 : 北海道
 青年農業者等育成センター名 : 公益財団法人北海道農業公社

第1 事業計画

1 就農準備資金の交付計画(実績)

	交付対象者数 (人)	〈内訳〉交付期間別対象者数				交付金額 (円)	〈内訳〉交付期間別対象者交付額			
		1年未満	1年	1年超～2年 未満	2年		1年未満	1年	1年超～2年 未満	2年
新規採択者分										
継続者分										
合計										

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		

3 事業費合計

金額(円)

第2 事業推進体制及びサポート計画

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

	スケジュール	新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択			
募集時期	(年)		
審査時期	(年)		
採択時期	(年)		
交付時期	(年)		
継続交付時期	(年)		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

就農準備資金

- 交付計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
 都道府県名 : 北海道
 青年農業者等育成センター名 : 公益財団法人北海道農業公社

第1 事業計画

1 就農準備資金の交付計画(実績)

	交付対象者数 (人)	〈内訳〉交付期間別対象者数				交付金額 (円)	〈内訳〉交付期間別対象者交付額			
		1年未満	1年	1年超～2年 未満	2年		1年未満	1年	1年超～2年 未満	2年
新規採択者分										
継続者分										
合計										

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		

3 事業費合計

金額(円)

第2 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告)

区分	就農継続1年		就農継続5年	
	令和 年度 交付終了者数(人)	令和 年度末 就農継続者数(人)	令和 年度 交付終了者数(人)	令和 年度末 就農継続者数(人)
道備型等(注1)				

注1:ここでの「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就農氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就農氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、②の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、②の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数(就農形態に関わらず就農を継続している者の人数)を①、②に記入すること

注3:①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注4:②は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注5:①、②は、それぞれの、①の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例:洋計型の事業実施年度が令和4年度の項目、①には令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、②には令和2年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)

新規就農者育成総合整備事業実施要綱の改正に伴う削除

2 就農及び定職に向けたサポート計画

(1) 就農に向けた相談体制

相談窓口(機関名、部署等を記載)	相談対応方法等	備考

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(2) 就農・定職に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定職に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注:交付主体として関係機関との連携を含めた就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容を記載すること

3 略

別紙様式第25号別添2

就農準備支援資金

- 交付計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 : 北海道

青年農業者等育成センター名 : 公益財団法人北海道農業公社

第3 事業推進体制及びサポート計画

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール		新規採択の審査体制/審査方法	備考
新規 募集時期	< 年/月 >		
新規 審査時期	< 年/月 >		
採択 採択時期	< 年/月 >		
交付 交付時期	< 年/月 >		
継続 交付時期	< 年/月 >		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

2 就農及び定職に向けたサポート計画

(1) 就農に向けた相談体制

相談窓口(機関名、部署等を記載)	相談対応方法等	備考

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(2) 就農・定職に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定職に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注:交付主体として関係機関との連携を含めた就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容を記載すること

3 略

(新設)

1により、様式追加

第2削除に伴う項番見直し

第1 事業計画

1 就農準備資金の交付計画(実績)

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数				交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額			
		1年未満	1年	1年起～2年 未満	2年		1年未満	1年	1年起～2年 未満	2年
新規採択者分										
継続者分										
合計										

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		

3 事業費合計

金額(円)

第3 事業推進体制及びサポート計画

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択、交付時期、審査体制)

スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法		備考
新規募集時期	(日/月)			
審査時期	(日/月)			
採択時期	(日/月)			
交付時期	(日/月)			
継続交付時期	(日/月)			

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

2 就農及び定額に向けたサポート計画

(1)就農に向けた相談体制

相談窓口(機関名、部署等も記載)	相談対応方法等	備考

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(2)就農・定額に向けたサポート内容等

サポート項目	サポート内容
就農に向けたサポート (就農先の紹介・マッチング等)	
就農後の定額に向けたサポート (地域関係者との連携・フォローアップ等)	
その他サポート	

注1:交付主体として関係機関との連携を含めた就農先の紹介・マッチング、就農後のフォローアップ方法等のサポート内容を記載すること

3 認定研修機関及び交付主体(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1:表編別記2第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関(予定含む)を全て記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、ブルダウソリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

<p>別紙様式第 26 号別添 1</p> <p style="text-align: center;">市町村農業次世代人材投資事業</p> <p style="text-align: center;">□事業計画</p> <p style="text-align: center;">□実績報告</p> <p>略</p>	<p>別紙様式第 26 号別添 1</p> <p style="text-align: center;">市町村農業次世代人材投資事業</p> <p style="text-align: center;">□事業計画</p> <p style="text-align: center;">□実績報告</p> <p>略</p>	
<p>別紙 地域サポート計画（新規就農者向け） 略</p>	<p>別紙 地域サポート計画（新規就農者向け） 略</p>	
<p>別添 交付対象者のサポート体制 略</p>	<p>別添 交付対象者のサポート体制 略</p>	
<p>別紙様式第26号別添2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>市町村（経営開始資金）</p> <p>□ 事業計画</p> <p>□ 実績報告</p> <p>事業実施年度 : 令和 年度</p> <p>都道府県名 : :</p> <p>市町村名 : :</p> </div> <p>第 1 略</p>	<p>別紙様式第26号別添2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>市町村</p> <p>□ 事業計画</p> <p>□ 実績報告</p> <p>事業実施年度 : 令和 年度</p> <p>都道府県名 : :</p> <p>市町村名 : :</p> </div> <p>第 1 略</p>	<p>所要の見直し</p>

第2 新規就農者数に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の専攻等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		令和〇年度	令和〇年度	平成〇年度	平成〇年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により)の農地を譲り受けした場合を除く。し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは妻が新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家庭経営体(1世界(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者)をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人を含む。の世界員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から自営農業への従事(主)になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事(主)」になった者を含む。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に就雇(年7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況(実績報告時)

令和	年度	達成率	
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	うち収入目標達成者数(人)	達成率

注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添14の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

第3 事業推進体制

1 就農準備資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択、交付時期、審査体制)

スケジュール		新規採択の審査体制/審査方法	備考
募集時期	(日/年)		
新規 審査時期	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

2 経営開始資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択、交付時期、審査体制)

スケジュール		新規採択の審査体制/審査方法	備考
募集時期	(日/年)		
新規 審査時期	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分額(注2)	研修機関名	研修運営主体分額(注2)

注1:就農準備資金で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する要綱別記2第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関全てを記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること。

注2:研修運営主体分額の欄には、ブルダウリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分額を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別添)

注:北海道農業次世代人材投資事業(経営発展支援事業)又は農業次世代人材投資事業等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

第2 新規就農者数に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の専攻等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		令和〇年度	令和〇年度	平成〇年度	平成〇年度	
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により)の農地を譲り受けした場合を除く。し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは妻が新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家庭経営体(1世界(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者)をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人を含む。の世界員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から自営農業への従事(主)になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事(主)」になった者を含む。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に就雇(年7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況(実績報告時)

令和	年度	達成率	
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	うち収入目標達成者数(人)	達成率

注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添14の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

3 交付終了者(主)の就業継続状況(実績報告時)

区分	就業継続1年			就業継続5年		
	令和	令和	年度末	令和	令和	年度末
準備型等(注1)	交付終了者数(人)	就業継続者数(人)	就業継続率	交付終了者数(人)	就業継続者数(人)	就業継続率
経営開始型						

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成29年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就業水月期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就業水月期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、②の年度内に交付対象期間が終了した者を含む。

注2:本計画の実績報告時に、①、②の交付終了者における事業実施年度末時点の就業継続者数を③、④に記入すること。準備型等の欄には就業形態に関わらず就業を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営農業を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の農業次世代人材投資事業(準備型)で採択した分と管内の市町村が農業次世代人材投資事業(経営開始型)で採択した分を区別して記入すること。

注3:③は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、農業次世代人材投資事業(経営開始型)において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4:④は本計画の事業実施年度の当年の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、農業次世代人材投資事業(経営開始型)において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者を除く。

注5:③、④は、それぞれ、⑤の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就業継続している者の人数を記入すること。

(例:本計画の事業実施年度が令和4年度の場、③は令和3年度内に交付終了した者のうち令和4年度末に就業継続している者、④は令和3年度内に交付終了した者のうち令和4年度末に就業継続している者の人数を記入)

第3 事業推進体制

1 就農準備資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択、交付時期、審査体制)

スケジュール		新規採択の審査体制/審査方法	備考
募集時期	(日/年)		
新規 審査時期	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

2 経営開始資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択、交付時期、審査体制)

スケジュール		新規採択の審査体制/審査方法	備考
募集時期	(日/年)		
新規 審査時期	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 採択	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		
新規 交付時期	(日/年)		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体分額(注2)	研修機関名	研修運営主体分額(注2)

注1:就農準備資金で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する要綱別記2第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関全てを記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること。

注2:研修運営主体分額の欄には、ブルダウリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分額を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別添)

注:別記1経営発展支援事業又は農業次世代人材投資事業の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

新規就農者育成総合整備事業実施要綱改正に伴う削除

記載の適正化

1により様式の追加

別紙様式第26号別添3

新設

市町村(経営開始支援資金)

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
 都道府県名 :
 市町村名 :

第1 事業計画

1 就農準備資金・経営開始資金の交付計画(実績)

(1) 就農準備支援資金

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数				交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額			
		1年未満	1年	1年超～2年 未満	2年		1年未満	1年	1年超～2年 未満	2年
新規採択者分										
継続者分										
合計										

(2) 経営開始支援資金

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数				交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額			
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年
新規採択者分										
うち夫婦										
継続者分										
うち夫婦										
合計										
うち夫婦										

(3) 資金合計

	交付対象者数(人)	交付金額(円)
就農準備支援資金		
経営開始支援資金		
合計		

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務	就農準備支援資金	
	経営開始支援資金	
②事業の普及活動	就農準備支援資金	
	経営開始支援資金	
③交付対象者への指導活動	就農準備支援資金	
	経営開始支援資金	
合計		

3 事業費合計

金額(円)
就農準備支援資金
経営開始支援資金
合計

第2 新規就農者数増に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(単位:人)

	目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が必要な事項がある場合は記載)
	令和〇年度		令和〇年度		平成〇年度		
	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)							
内訳							
新規参入者数							
新規自営農業就農者数							
新規雇用就農者数							

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を理由に譲渡(相続・贈与等により親の農地を譲り受けした場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそれぞれ就農、あるいは複数の新規就農者が法人を創設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世界員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に就雇い(年間7か月以上)して雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される道野の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

2 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況(実績報告時)

令和	年度	達成率		達成率	
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	うち収入目標達成者数(人)	うち収入目標達成者数(人)	うち収入目標達成者数(人)	うち収入目標達成者数(人)

注1:実績報告時に事業実施年度内の計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち収保様式第2号別添14の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

第3 事業推進体制

1 就農準備資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択、交付時期)、審査体制

新規採択	スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
	募集時期	審査時期		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
継続	< 昭/年 >	< 昭/年 >		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること



2 経営開始資金の事業実施スケジュール(募集、審査、採択、交付時期)、審査体制

新規採択	スケジュール		新規採択の審査体制・審査方法	備考
	募集時期	審査時期		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
	< 昭/年 >	< 昭/年 >		
継続	< 昭/年 >	< 昭/年 >		

注:募集時期が複数ある場合は全て記載すること

3 認定研修機関(予定含む)

研修機関名	研修運営主体の種別(注2)	研修機関名	研修運営主体の種別(注2)

注:研修運営主体の種別欄には、ブルタウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農業等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注:北海道農業次世代人材投資事業(初期投資促進事業)又は農業次世代人材投資事業等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別添)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(○年○月現在の情報)

都道府県名	市町村名	問合せ窓口	(編纂名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (FAX) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	------	-------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が必要な事項がある場合は記載)
	令和○年度	令和○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	
	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)							
内訳	新規歩入者数						
	新規自営農就農者数						
	新規雇用就農者数						

注1:「新規歩入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により)の農地を譲り受けた場合を除く。当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を創設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の雇用を問わない)で事業を行う者)をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人も含む。の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が「学生」から「自営農への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することになった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く)をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導		販路支援	
農地確保支援		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
機械・施設等の確保支援		事務局・全庁調整	
資金相談		その他(○○)	
農業者による指導		その他(○○)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農計画作成サポート	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	施設確保、施設開始に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	
就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	施設確保、施設開始に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注:地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記載

4 就農までの流れ(必須)

就農相談	就農準備段階	就農

5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1) 経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

(2) 経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a, 頭数等)	収量	収支	労働力	主たる従事者1人当たりの労働時間	備考
施設野菜		a	t/10a	売上 万円	専従 人	h/年	
				経費 万円	パート 人		
				所得 万円			
主な施設・規模等		種		台		台	
		式		台		台	
		台		台		台	

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(3) その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(下線部分は改正部分)